

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） どうも、おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初に一括して質問し、2回目からは項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問をしていただくことといたします。なお、一般質問時間は答弁を含めて60分以内といたします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了は議長がお知らせいたしますのでよろしくお願いをいたします。

順番に発言を許可いたします。

1番、酒井右一君の一般質問を許可いたします。

1番、酒井右一君。

[1番 酒井右一君 登壇]

○1番（酒井右一君） おはようございます。

通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず1点について、何度も質問をしておりますが、朝日診療所の診療方針、将来に向けたあり方について質問いたします。

2点目については、依然として看護師不足は解消されずに入院制限が続いております。いつまでにこれを解決されるのかお伺いいたします。

3点目は、今、通所及び居宅の訪問リハビリが中止されたままになっています。大変、住民からも不安の声がありまして、これが、いつ再開するかお伺いいたします。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） おはようございます。

1番、酒井右一議員のご質問にお答えをいたします。

まずははじめに、国保朝日診療所にかかる調査特別委員会の報告書を踏まえた、町長としての診療所の将来像についてであります。これは、現在の看護師不足が解消した後に、改めて考えていきたいと思っております。6月会議でもお答えをいたしましたが、朝日診療所は一次医療を担うことを目指し、それを基に町民の方々の理解を得ながら、将来像を描いていきたいというふうに考えております。来る10月12日、季の郷湯ら里を会場に、診療所医師を講師とした健康講演会を実施いたします。その際にも診療所の取組について町民の方々に知ってもらい、また意見を頂戴したいと思っております。

次に、看護師不足による入院制限についてであります。できるだけ早期に解消したいと考え、人材確保に努めておりますのでご理解をお願いいたします。

3点目の通所、居宅訪問リハビリテーションの再開についてであります。朝日診療所で実施していました居宅訪問リハビリテーションは、こぶし苑に勤務する作業療法士が診療所との兼務により週1日対応していましたが、作業療法士の欠員により、現在は行っておりません。こぶし苑を運営する南会津会において、理学療法士または作業療法士の募集をしておりますので、その人材の採用により居宅訪問リハビリテーションの再開を考えていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 答弁書に書いてもありますが、6月会議でもお答えしましたと。私もあの、全部見てみたところ、3月会議でも、6月会議でも、同じような回答をされております。ただ、違うのは、現状が違っています。3月までに看護師が2名減り、結果して3名減っております。それから、いわゆる作業療法士、理学療法士。これが4月から、以前5名おったものが2名になり、居宅訪問が中止せざるを得ないという状況になっています。問題はあの、前回の3月、6月、今回もまったく同じことを聞いておりますが、たしかにあの、現状ではあさひヶ丘のスタッフが足りない。もう、火事場と同じ状態になっていると言つても過言ではない状況であります。これについては、只見町そのものが、今的人事構成が非常に

脆弱になってしまっておるということとも関係はありますけれども、しかしながら、あさひヶ丘の各団体、各所属、各職員の身分、入り乱れて、訳が分からぬような状態になつておるということも事実であります。まあ、そういったことは踏まえますけれども、それはもう、**一氣呵成**に解決しなければならない問題であります。今回の私の質問というのは、その今後、診療所のあり方をどうしていくのかということであります。これと、先に当局自らが提出されました診療所の経営改善計画と。これともつながりが出てきております。でありますから、3月、6月と、その現状の危機をどう乗り越えていくかということについてだけ答弁をされております。私の答弁については、診療所の診療方針、地域にあって、どういう診療方針をこれから構築していくのか。それによって診療所のスタッフも変わります。定員ありきということではなくて、診療所が何をするか。それによって定員が変わりますし、おそらく経営計画も変わると思います。でありますから、まず、今の現状を開き、改善することと、これはやつてもらわなきやなりませんが、これから診療所をどうしていくかというのは、二つの頭を持った課題なんです。私は一つの頭の、診療所の今の現状が大変であるということを勿論申し上げなければなりませんが、主題とするところはもう一つの頭である診療所の今後のあり方。今後、町長自ら示された人口ビジョン、2040年になつたらどうなるのかということを想定しながら、その部分を答弁していただきたかった。もう一度伺いますが、只見町の医療の現状というのは将来計画に対してどういう現状なのか。そして、将来計画はどういうことなのか。これをお伺いしたい。ですから、診療所の、2040年、これを目指したところの将来計画を町長からお伺いしたいのが今回の質問の本筋であります。お願いします。もう一度。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 只見町で診療所の存続については、最重要というふうに考えておりますので、現在の診療所の中で、入院それから外来等で支障をきたしている分。とりあえず今、非常に困難になっているのが入院の制限をせざるを得ない状況にあるという、これをまず解消するということが第一前提というふうに考えております。それから体制を整えて、診療所のあり方については考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） ここはまあ、町長と私の考え方が大きく違うようですが、私が申し上

げておるのは、将来の診療所のあり方。去年の12月の特別委員会。これを半年あまりかけて、地域の情勢、診療所の情勢。それから国の財源のあり方について、それから現状の分析しました。まず、将来目標を持ったうえで、そのように体制を整える。その中で現状足りないから、それはそれとしてやっていくと。まず、現状ありきということを優先しなきやなりませんが、しかし、その現状を整えていくというのは、将来の診療方針に合ったように整えなければならないのではないですか。この考え方については、考え方の違いですから、いかがお思いですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 現在あの、先ほども酒井議員に言われましたように、経営的な目標は持っておりますが、今、それよりも優先するのが、まず体制を整えることというふうに考えておりますので、そこはあの、ただ何もしないということではありません。医師との懇談は定期的にやっておりますので、患者さんの多くに来ていただけるような理念とか、いろんな形の協議はさせてもらっております。そういうことについては、まずあの、体制を整えると同時に、そういうことを、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、健康講座の中で、直接、診療所の医師が住民の皆さんに、その診療所の方針等を説明いただく機会を今度準備できましたので、そういう中で並行して理解をいただきながら進めていきたいというのが私の考え方です。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、何度言ってもその、将来を見据えた考え方という中で発生してくる診療所の、体制の整えましょうということにならないようですが、ここでの、どうもその、いつも思うんですが、議会と、執行機関の関係について、誤解されているんでないかなと思いますので、少しあの、この質問から離れますけれども、その原則を共有しなければ、議会そのものが成り立ちませんし、議会の運営が成りませんので、町長の執行機関と議決機関、この権能の違い、形の違い、単元制。多元制、一元制、多元制。これについて非常にあの、わかりやすい例がありますので、一つ挙げて説明しますが、平成26年に、庁舎が新築される。あるいは暫定移転されるという協議の中で、ここにおられる大塚議員が、議会の意思はこうだよという話をした際に、時の（聴き取り不能）は、議会と、議会の議決と、町長の意思。これが拮抗した場合は、町長が、意思が、町長の意思が優先されるという答弁をされました。このことについて、町長はいかなるように議会と執行機関の関係について、こ

の答弁を基にして、町長はどう考えておられるかお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） その議決の内容により、違ってくるというふうに思います。

まず、町が提案をした場合の議決については、これは当然、執行できなくなる場合もあります。否決になれば、可決になれば執行できる。ここに同意が生まれるという、あります。ただあの、議会のほうで、特別委員会等で議決されてたものにつきまして、町としては、それに沿って努力はする義務は当然あると思いますが、今回、診療所のように、現実に議会のほうのご意見もお伺いしながら、町のほうでもその看護師対策に動いても、それがまだ確保されていない現状の中では、その解釈は違ってくるというふうに、まず、そこを解決することについては意思決定は一緒ですが、ただ、見えないところで、そこに至らない部分がたくさん出ております。ですから、特別委員会の中のまとめの中でもいくつもの課題が出てます。ただ、看護師については、そのうちの一つかもしれません、それが大きな、今回の診療所の問題の課題の基礎となっているところについては、そこを解決しないと私は先に進めないのかなというふうに考えております。考え方がわからないわけではないんですが、できるところからやっていくということも考慮はしていく必要があるというふうにご理解をいただければと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番。

○1番（酒井右一君） どうも、町長はその、看護婦を確保とか、現状を回復させなければ次に進めないという、そのところを、私が申し上げれば、そのところに躊躇しておられるようですが、それは目的達成のためのクリアしなければならない課題はいくつかあります。ただ目的を持って解決する。目的を持って解決するためには、そこに山あり谷ありでしょうから、それは当然、解決しながら、目的を忘れずにいくということですよ。で、私が申し上げたいのは、まず地方自治法の中で私も町長も育ってきておりますので、当然ご存知かと思いますが、自治法の、あれは章区分に、第1章、第1章が議決機関について定められております。第2章が執行機関。あと3章・4章と続くわけですが、法律についてはあの、先に書いてあるほうが優先するという原則があります。その中で、138条の2項というのがあります、地方自治法です。これについては、読み上げますれば、まあ、執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算、その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他規定に基づく当該普通地方公共団体の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、及び執行す

る義務を負うと。こういうことあります。法律でありまして、前回の一般質問の折にも持ち出しましたところ、そういった多少のその、解釈もあるし、という話を、これは後で聞いた話ですが、執行当局ではされたそうです。しかしながら、そのことについて、多分な疑問を私持ちまして、先般、8月21日に、福島市において町村議会正・副議長、事務局長会談の折に、法政大学の副学長さん、廣瀬克哉さんという方おいでになった際に、具体的に、只見町がこういう状況になっておって、執行機関と議決機関の議決による解釈の違いが多少あるようだと申し上げましたところ、廣瀬、法政大学の副学長さんは、それは違いますと。法令に従う義務は持っておりますと。それは法令順守義務であって、その法令を蔑にするんであれば、これは法令違反と言わざるを得ませんと。しかしながら、138条の2項については、違反をしても、つまり自治法は違反をしても罰則規定がありませんと。罰則規定がなければ良いのかということではなくて、法令順守義務を守らなかった場合、町長でも、議長でもそうですが、信用失墜にあたりまして、政治的な責任を問われます。決算もそうです。予算を認めておきながら、決算を否決すると。これは予算が認められた通りに執行されなかつたために決算において議会が否決したと。議会が否決したということよりも、議員全員の見解で否決しましたから、予算は決めましたが、その執行については認めませんという住民の決定であります。ですから、この138条の2項において、12月に、只見町は歴史から淡々と述べ、連綿と述べ、経過も述べ、そして、総合診療という結論を出して議決しました。委員長報告でしたが、報告が議決されましたから、これは議決であります。この議決については、今申し上げた138条の2項。ここにもろに該当しますから、この特別委員会の報告の議決に対して、執行当局はどの程度今進められておるのか。よもや、これに対する、反する執行はされていないと思いますが、12月の、議会が結論を出した診療所の将来、そのあり方、あるべき姿について結論を出しております。

ここを踏まえたうえで二つお伺います。

まず一つ。町長は、特別委員会の報告書を読まれましたか。一つ。

二つ。その報告に基づいて、今どの程度、執行部で事務が進んでおるのか。二つ。

これをお答え願います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 報告書は読ませていただいております。その中で、まずあの、只見町が目指す地域医療というところの、総合診療科ということについて、まだ、正式に国のは

うで議論がされている分野ですので、そこについての表示方法とかについては、診療所の医師と前回も議論をさせていただいて、今後、その総合医療という考え方についてのことを地域の住民の人にも理解を得ながらやっていきたいということで、前回、議論をさせていただいて、それで尚、そういうことを導入するには、地域の人の理解を得たうえで、年度途中ではなくて年度初めからやりたいということで、4月を目標に、その理念と併せて、そのことについて議論をしていきたいということです。それで、インターネット等で見ますと、まずあの、県内では九つの医療機関が総合診療科という、総合診療という名称を使っているようですが、ただ、表示方法については、参考資料というようなケースと、いろんな、ネットで見た段階では提示の仕方が違います。そういうところで、診療所の現場ではどうするかと。そういうところも今踏まえて、これについては議論をしているところであります。それで報告書の中の結びでは、あくまでも只見町で行う保健事業というものの中での診療所の位置づけというひとつの方向を示されておりますが、ただ、委員会の中では、只見町の保健事業は目的達成の道半ばという表現をされております。それにつきましては、只見町の福祉の里を中心とした保健事業が、どういう形で道半ばなのか。そのところをもう一度判断を、担当課のほうと議論を重ねながら、そこを反省し、そういう中で、まず、今、第一に出ておりますのが、診療所とこぶし苑のほうに対する職員の問題が、不足の問題が出ております。まず、それを最優先に考えていきたいというふうに、そして、並行しながら、ただ今申し上げましたような形で保健事業、それから診療所の中の科目の問題についても検討していくというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、大切なことを今申し上げました。執行機関と議決機関の権能の違い。意思決定において、議会の意思がどういうものなのかと。今、町長の発言としては、138条の2項について、わかったと言われる発言と受け止めましたが、間違いないですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 報告書の内容について、その経過等、項目ごとに検討はしてまいります。しかし、状況によって、報告書のとおりにならないことも出てくる可能性はあります。そこはどのように判断されるか。それはあの、議会側の判断ということになると思いますが、当局としては、努力はしても、その結果にならない場合も出てくるということだけはご理解をいただきたいと思います。事業を行うとか、行わないとか、単純なことではないんで、こ

れにつきましては現在の社会情勢、それから経済情勢の中での只見町の置かれた中で、この専門職以外の場でも雇用条件が非常に厳しい中で、これは日本全国の中です。都市部を除いては地方は非常にそういう厳しい状態の中で、言うは易いんですが、実行するは非常に厳しいところはあります。ですから、その点だけはご理解を得て、そうであれば、議員の皆様のほうも、町にこういうこともあるよと、だから行ってこいという、それについては何度も私も酒井議員が提案されたところにも行ってまいりました。しかし、結果は、うまくはいってません。そういういた努力はお互いさせていただいているところだけはご理解いただきながら、その結論に向かって取り組んでいく姿勢だけは認めていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） わかりました。目的達成のために山あり谷あり、大変つらいこともあります。結果してできないこともある。これは世の常であります。しかし、目的を掲げて頑張るところに先が見えるわけでありますから、診療所調査特別委員会の報告書についてはご理解いただいたものと思います。と同時に、具体的な先生の講演とかって申し上げられましたが、報告書の中にはプライマリケアを進めていくんだと。プライマリケアを説明していく時間がないのでしませんが、その一言に尽きておるわけなんです。プライマリケアを進めていくと。それが究極の総合医療に繋がっていくものでありますので、包括的な大きな説明として、地方自治法138条の2項についての解釈については、町長、幾多の困難はあるけれども、結果してできないこともあるけれども、頑張ると。そして、今、研究中であると。年度当初には結論を出してやっていくという話をされました。わかりました。

で、それから答弁の中に、総合医療についての、まだその検討の余地があるといったような向きの話がありましたが、町長は令和2年度、今年令和、令和、ややこしくて、私は嫌いなんですが、来年は令和2年度ですわな。元年ですから。令和2年度の厚生労働省の予算概要要求の主要事項というのが出ておりますが、これはご覧になりましたか。これはならない。財政担当課長、来年度の、その厚生労働省における予算概算要求の主要事項。これはご覧になりましたか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） まだ承知しておりません。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） この予算概算の、令和2年度の予算の概算要求の主要事項。厚生労働省が財務省に出したものであります、これは私の、当局者でないものですから詳しくわかりませんので、わかる方にお伺いしたい。診療所事務長はこの予算概要の中で、非常にその、総合診療という部分について触れておりますが、これはあの、興味を持ってご覧になりましたか。

○議長（齋藤邦夫君） 診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田功君） 先ほど、町長の答弁の中にもありましたけれども、総合診療についての検討を進めている中で、そういった令和2年度の厚生労働省の概算要求の資料を、ある先生からいただきまして、それで手元にございますが、内容につきましては、今、国ほうでは二つの課題を持っているということで、大きくですね、医師の偏在対策の推進の中で医師の偏在対策と診療科の偏在解消をするということで、厚生労働省ほうで令和2年度の予算を新規につけているものがございます。ただ、この件について、葛西先生のほうに内容についてお伺いしたところ、まだこう、具体的な概要は示されていないんだけれども、そういったことで国を挙げて診療科の偏在解消、そして医師の地域偏在の解消をしていくということで伺っております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） その中で、はっきり書いてありますが、総合診療専門研修プログラム策定、調整や総合診療専門医の養成のためセミナー開催費用を支援する。この予算については過去からありますが、令和2年の予算付けとしては倍増しております。でありますから、国は新たな分野ではありますけれども、ヨーロッパ、アメリカでは当然古いものであります。プライマリケアから発生しておりますから。これを朝日診療所に取り入れることに何ら問題はない。国がやろうとしていますから。そういうことをご理解をしながら進めていきたいものであります。

町長が再三、答弁の中で申し上げられる、目的達成までに様々な議論しなきやならないと。課題もあると。それはわかつてくれと。それは当たり前の話ですので、なんとかひとつ、目的達成のためには組織の充実、医療の充実というものがありますので、頑張ってやっていただきたいと思います。

それからあの、町長はあの、診療所条例9条だと思いますが、その中に医療機関の職種分けがしてあります。これはあの、町の資料として12月に提出された資料ですが、そ

の今後の地域医療の確保、プライマリケアの充実、総合医療、町の将来の姿を出すために平成30年から35年までの医局、薬局、事務局。それぞれの人数を示したものがあります。当然、執行部で出されたものですからお持ちかと思いますが、例えば、平成31年、今年ですが、医師4名、看護師14名、補助3名、放射線技師1名、医療技師。これは兼務であります。1名。歯科医師、衛生士。あとは事務局ありまして、35名ということになっております。これはご存じでしょうな。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 私、ちょっと、認識がしておりませんでしたが、担当課長のほうで資料としては持っておりますが、どの時に提出したものかというの、ちょっと私、理解しておりませんので、そこを確認しながら、当時の実情の中で想定した数字で、実態を示したものというふうに、全体の中で35ということで、30年以降の資料として出されているようですが、いろんな形のところの実情の資料というふうに私理解しております、今はなんですが、どのようなときに提出されたものか、確認をしてから改めてご返事をさせていただければと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 町長が知らないことを責めてるわけではないんです。要するに、目的達成、将来の診療所の姿を保つためには、まず人。それから物、金。それから周辺の地域の事情というものをよく調査をし、把握していくかなければ、目的達成をできないはずであります。これは目的達成のためにこうしますよというものだと承知して特別委員会では審議をいたしました。この資料が基になっております。でありますから、いっぺんに目的達成の話をすると混乱しますので、目的を持ちながら一つずつ解決していくという姿勢を持っていただきたい。それが、長々と申し上げましたが、今回の私の1番目の質問の主旨であります。目的を忘れないでほしいということあります。木を見て森を見ずということにならないようお願いします。

で、今度あの、職員、診療所のスタッフの話ですが、まだあの、19床フルに活動するという事態にはなっておらないという話でした。聞くところによると、9床は確保できると。9床は稼働できると。これはまあ、早急に解決していただきたい。そこであらゆる努力をして今足りない。4名とここ、少なくとも書いてありますから、4名に対して今何名いらっしゃるのか。診療所の。足りないんであればなんとかしていただきたいんですが、やはりあの、

町長言われましたように、私もある、議員としての立場で、議会ではないですよ、議員の立場で、会津管内の大きな医療団体等々、あるいは竹田病院の総務部長さんにいろいろお話を聞く機会がありましたが、特に大切なことは、これ竹田病院の例でありますと、竹田病院も一時、看護婦、医師。まあ、医師ですわな。不足になったために、閉鎖、縮小せざるを得ない状況になったんだと。その教訓を踏まえて、今は、スタッフを100パーセント以上に抱えて、そしてある日、突然、お医者さんが、医局の都合で私は東京さ行きますよと言った時に、何名か、お医者さんが付いて出る。さらに看護婦も付いて出ると。看護師も付いて出ると。そういうことを考えれば、余分に、マンパワーについては余分に確保しておかなければならぬということでありました。当然あの、事務局長も言っておりますから、内容はご存知かと思いますが、その際、今、資格を持った看護婦さんを突然集めるたって、集まるわけないじゃないですかと。これやはり、小・中・高、養成をしながら、体験をさせながら、地域を巻き込んで、そしてスタッフをやっていくんだと。ですから、朝日診療所の理念、そしてそれに要する人員については、町内在住あるいは地域在住の若い方々、これからの方々に、将来設計をよく説明して、診療所あるいはそのあさひヶ丘に体験をさせながら、そして、養成をしていくんだと。この前、こども議会がありましたが、診療所にその医療体験コーナーといいましょうか、そういうことにして、只見高校生なり、南会津高校生なり、体験をさせる。そういうPRを含めて、経済支援をしていくことが将来の目的達成の一助になるんではないかと思います。については、そういう小・中・高。これからの方々に対するPR。それから地域に対するPR。これが今まで十分だったかどうか。町長、反省として、十分だったかどうか。十分でなければ、これからどうされるか。これをお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 職員の募集といいますか、体制を整えていくために、こういった努力について、まずあの、今、只見中学校の生徒達が体験、職場体験に役場のほうにも来てます。そういうことで地域の職を覚えていただくということは、それ、学校でもやっておりますが、あと高校生の皆さんについては、企業と一緒に、企業の研修。それから、あと昨年からは、まずあの、役場で仕事を覚えていただこうということで、お金を払ってアルバイトで働きながら覚えてもらうということを導入して今年もやらさせていただきました。こういったことと、あと教育の場でも地域を知っていただくということを、教育委員会のほうに是非お願いをしながら進めていこうという、その郷土愛に結びつける教育も大切なというふ

うに思っております。それで、今考えられるところを、そんな形で町内の職場をまず知っていただいて、そこに将来、勤めていただければというような夢を持ちながらそういった活動をします。が、まだ不足ということであれば、新たなものも加えてやっていきたいというふうに考えておりますので、良いアイディアがあれば、またそれなりに教えていただきながら、今取り組んでいる以外にもやっていきたいというふうに思いますので、是非ご協力をお願いできればというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 結局その、診療所のPRたって、誰に対する、勿論、地域住民でしょうが、どういう方法でやるのか。町長がそう思われるんであれば、今ここでの答弁で終わるのではなくて、議会は機関でありまして組織を持ちませんが、そちら様、執行機関は組織を持っておりますから、町長は今の町長の答弁を組織を通じて実行させるということをしっかりやってください。そうでないと、その場で終わってしまいます。私あの、説明員に対して何か言うつもりはありませんが、町長は、自分の発言したことに対して、その担当課、責任ある職員が、あの時の町長答弁は、にしや、どうなってんがんだやと、こう聞いて、堪えずフィードバックしていかなければ、言いっぱなしになりますよ。ここは菅家町長が今後、仕事をしていくうえで、議会からあった提言。これについては絶えず、担当（聴き取り不能）おろして、おかしいんじやねえかとか、ああ、なるほどなど、そういう判断をしながら、3月・6月・9月、同じ答弁するようなことではなくてやっていただきたい。

そこで提言ですが、今の診療所。この診療所の職員の確保するにあたって、調査をしてみますと、やはり、医師、医師に休みがないです。ほとんど。3人になりましたから。当直という業務がありますから。本当に休み、忙しいです。事務長から報告を受けてあると思うが、なければ聞いてみてください。いつ、なんどきでも救急車がくる。出なきやならない。本当に休みないです。それから看護師が足りないのは勿論そうです。ですから、看護師については、看護師がやる以外のもの。特に冬場。ありますので、診療所に宿直員を配置すべきではないですか。今、診療所に宿直員いません。夜間の管理。宿舎管理は看護師がやっている実態です。ここ一つ抜いただけでも、看護師は看護業務に特化してやることができます。これはここで提言します。

もう一つ。先ほど申し上げた診療所のPR。これから診療所が大変な時期を迎えると。報告書にも書きましたが、おそらく、2040年人口ビジョンの頃には民間の医者では、営利

企業の医者では採算がたちませんから、残るのは公設の診療所。まあ、私から言わせればですよ。この流域で残るのは朝日診療所。そして、東の、東部で残るのは南会津病院。ほか若干は残るかと思いますが、特に、ここ伊南川流域、それから横田地区あたりは朝日診療所が中核になっていかなければなりません。そういう意味で、診療所をなくしてはならないと。なくすんなら、別に何の話もいりませんが、なくすんでなければ、やはり今のお医者さんを、所長を、地域の場に出ていただいて、湯ら里へ行って講演会やるも、それもいいですよ。そうではなくて、仮称ではありますが、地域総合医療推進協議会という私は名前を付けましたが、これに小・中・高、医師、町内各有力地域団体。これを格とする地域医療をとりまく連絡協議会。これを設置して、地域、これから2040年まで存続しなければならないわけですから、私ら死んでしまいますが、こういった地域住民を巻き込み、住民自治の力で診療所を守るということを考えてはいかがですか。

2点申し上げました。いかがですか。宿直員の配置と、それから地域総合推進協議会、医療推進協議会。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 今の提案につきましては、まず、宿直の件につきましては、現場のほうからも今までなかった話でしたので、これはあの、事務長を通じて、その辺について検討を、どのような形がいいのか。そういったことも可能かどうか併せて組織の中でどうか検討させていただきたいと思います。

それから、推進協議会の話ですが、まずあの、今まで、診療所をPRといいますか、のために、やはり信頼される診療所になるには、先生方に町内に出ていただきたいということで、昨年からもいろんなところでお願いをして、まずサロンにちょっと出ていただければということでお願いしたんですが、一度だけという結果に終わったようなんですね。それが忙しさといったところがあるのかもしれません、今回、今度、湯ら里でやるという、これは対象がまた違ってきますので、そういったところで答申にもあったような地域医療についての考え方で、信頼される診療所をということで医師がされることについては非常に良いことだと思っております。ただあの、全体の組織的なことにつきましては、十分、検討、ちょっとさせていただきたいと思います。過去にあの、医師がいなくなったときに、住民を代表とした一つの組織をつくりました。ただ、その場合と、今回の場合と、若干、内容的にも違いますが、過去にそういったことが、組織的に作った経緯もありますので、参考としながら、

現在、それがどういうふうに持つていったらしいかということについては、医師のほうとも十分議論する必要があると思いますので、担当、事務長のほうで議論をするように指示をしていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、先ほど、提案あったものについては担当部局にフィードバックするということですから、是非、このことについては前向きに考えていただきたい。

それから、話がなかったというのはおかしいですよ。聞く耳がなかったんじゃないですか。診療所は中にいけばいくほど、極めて大変な問題がありますよ。職員同士の格差。歯科にしてみれば、歯科には町職員がいない。誰が責任取る。まず、町長自らが、1回、スタッフ会議に参加されたらどうですか。おそらく1回・2回では、皆さん、我々議員みたいに町長と対等に話しませんから困るでしょうが、是非、夜間管理人、宿直人、夜間管理をする方、宿直員。これについては導入されれば、今後、289号線が抜ける。様々なリスクを負います。その時に看護師が看護師以外の業務をするということでなくなれば、非常に負担が軽減されるはずですですから、これは検討すると約束されましたから、次には検討の結果を教えていただけるものと思います。

それから、これはあとお願ひします。時間がないものですから答え聞かないまま言いますけれども、前回あの、働き方改革関連法改正の中で、ニチイ学館の中の格差。診療所との較差。大きな格差があることを説明しましたが、これについてはいかが検討をされておられますでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） 働き方改革の中でのニチイ学館についてでございますが、ニチイ学館のほうと協議を進めております。今、来年度に向けての協議ということで、来年度はどんな形になるかわかりませんけども、その待遇について、ニチイ学館で雇用している職員についての待遇について協議を進めているところであります。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） わかりました。よろしくお願ひします。

最後に、ニチイ学館の計画内容を見ますと、月170数万。年間にして2,000万弱。これがニチイ学館の委託料で、そのうち賃金にまわるのは半分程度。これはピンハネですわな。言葉悪いですが。このニチイ学館に委託するものについて、町内のNPOと非営利法人

等に受託する。あるいは候補者があれば受託する考えがありますか。それから今のところニチイ学館の随契なのか。あるいは競争なのか。二つお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 診療所事務長で答えられますか。

診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田功君） はじめの分については答え、一つ目の質問については、私、答えられないかと思いますが、二つ目の件につきましては、随意契約か、どういう契約かということでございましたが、現在のところ、随意契約でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） まずあの、第1点目の、町内で、他に引き請けられるところがあるかということですが、これがニチイ学館に導入する時、といいますか、その時十分検討したと私は理解しております。それでないものですから、ニチイ学館に最終的に決めさせていただいたというものが当時の実情です。それで、ただ、現在、そういった団体等がいらっしゃるんであれば、それは検討はさせていただきますが、現在のところ、まだ、そこまでちょっと確認をしておりませんので、今のところニチイのほうと随契でやらさせていただくという形をとらさせていただいております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 1番。

○1番（酒井右一君） 町内で現状の水準を落とさずに、非営利法人あるいは非常に優秀な団体があれば、当然そこに、そこも競争の、随意をやめて競争にされるという話と理解してよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 内容的に劣らなければ、それは十分考えていきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番。

○1番（酒井右一君） 終わります。

ありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） これで、1番、酒井右一君の一般質問は終了いたしました。

続いて、4番、目黒道人君の一般質問を許可します。

4番、目黒道人君。

[4番 目黒道人君 登壇]

○4番（目黒道人君） それでは、通告に基づきまして一般質問いたします。

今日は一つです。

町職員の人材確保及び人財育成について伺います。

先日、8月1日付で只見町事務分担表が全戸配布されました。これは通常であれば年度頭に1回発行されるものですが、これが年度途中での人事異動が異例なことだったため、町民の間でも動搖が広がっています。また、事務の不手際やトラブルなども目立つようになってきたと感じています。人員不足は町職員に限った話ではありませんが、公共の職業であればなおさら安定的な人員確保と人材育成が望されます。

それで、以下、五つに分けましたが、伺います。

まず一つ目は、今後の町職員の採用計画。特に若年層の採用について伺います。

二つ目。専門分野。これはユネスコエコパークであったり、あとは建築士など、そういう資格のある方などあると思うんですが、こういった部分の人財育成について伺います。

3番目。現在の振興センターの運営体制について、職員が兼務となっておりますが、窓口業務に支障がないか現在の状況を教えてください。

4番目。プロジェクトチームについては、先般、6月会議での答弁の中で、昨年度にプロジェクトチームで作成した資料を活かし、各課連携の下、別の形で限られた人員の中で効率的且つ効果的に評価検証を行い、新たな事業展開を検討すると説明していただきましたが、人財育成として実施していた研修について、今年度の状況を伺いたいと思います。

5番目。職員の人員配置について、人事異動の際に職員の希望はどの程度反映されているのかを伺います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

[町長 菅家三雄君 登壇]

○町長（菅家三雄君） 4番、目黒道人議員のご質問にお答えをいたします。

町職員の人材確保及び人材育成についてのご質問であります。項目ごとにお答えをいたします。

まずははじめに、今後の町職員の採用計画、特に若年層の採用についてであります。議員もご承知のとおり職員構成は年代毎に均衡がとれていることが望されます。現時点では20歳代の職員が少ない状況となっておりますので、将来の行政運営を考慮し、職員が少ない年

代の採用、人材確保に力を入れていかなければならぬと考えております。

次に専門分野の人材育成についてであります。専門分野の人材は育成と確保の両面から進めなければならないと認識をしております。専門的知見、資格を有する職員確保に向けた募集を継続してまいる所存でありますし、採用後にあっては現在も努力しておりますが、適切な研修等により、技術、能力の維持向上を図っていかなければならぬと考えております。

3点目の振興センター職員が兼務により窓口業務等に支障がないかとのご質問であります。現在2名の職員が只見振興センターと朝日振興センターを兼務しております。朝日振興センターの窓口業務は、戸籍・住民関係の諸証明発行等が大半を占めており、職員及び生涯学習サポートで対応をいたしております。一部の届出関係等で手続きが複雑な業務につきましては職員が対応しており、只見振興センターで勤務中の場合は朝日振興センターまで職員が移動するため若干お時間をいただく場合もございますので、来庁者にはご理解とご協力を願いしているところであります。

4点目の今年度の研修状況であります。昨年度に引き続き町内で実施する全体研修、経験年数及び特定目的により、ふくしま自治研修センターにおいて行う指定研修を行っております。さらに今年度の新たな取り組みとして、職員が業務執行に意欲と課題意識をもって自らが企画実施する自主研修を行っております。

5点目の人事異動の希望はどの程度反映されているかを問うということですが、希望は概ね反映されているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 今日でまあ、一般質問、最後ということですけども、今日は二つともが、いわば無い袖は振れない話をちょっとしなきゃいけないのかなというところです。なかなか人手不足というところがありますから。ただまあ、袖、無い袖は振れないと、袖が無いんだったら、留袖でも良いと思いますし、何ならば、ノースリーブだって良いじゃないですか。つまり着るという機能の部分ですね。最低限、ここはなんとか着られる工夫。これをですね、是非考えていただきたいなと思っています。まあ、その、今年度頭にですね、ちょっと年金処理のミスがあったとか、あとそのちょっと前ですが、職員が2名、処分されたりとかですね。また先日は、この新調理システムの入札結果報告書。この話はですね、もう、たぶん、もうこれから先、度々あの、語り草にもしなきゃいけないと僕は思ってまして、この

消費税の計算が誤ったまま、議会にまで通過してきたといった経過。そういったこと、まあ小さなことなのかもしれません、でも、これだけ今、たくさんあるという部分。これは本当に心配です。まあ、それをちょっと踏まえまして再質問いたします。

まず一つ目ですけれども、採用計画に従ってということですが、やはりあの、先ほどのまあ、看護師についてもそうだと思います。やっぱり人がいないというところがどうしてもあるんじゃないかなと思います。で、じゃあ、どうしてですね、求人に対して応募ないのかなというのが、本当、心配ですし、疑問でもあります。疑問というのはなんかと言ふと、町職員の求人というのはおしらせばんに掲載されるわけですけれども、同じく、無料紹介所ということで民間の企業、事業者の方の求人も一覧で出ます。で、我々、我々というか民間の場合は、一覧で一枚になっているんですね。でも、町職員の場合は、ちゃんと本文にですね、条件もちゃんと文書として詳しく書かれていてですね、かなりこう、アピールするスペースが実は広いんですね。ずるいなって僕はちょっと思っちゃったりしているんですが、そういった有利な、何ていうんですかね、採用の場面、応募の、募集の場面がありながら、それでもやっぱり、人が集まらない。これについてはどのように分析されているでしょうか。町長、お答えください。

○議長（斎藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 人が集まらないということのお話ですが、一般行政職の場合はある程度、応募はございます。ただ、専門職については、どのような形をとっても非常に少ないのが現状です。それと、大卒・高卒と分けて、それぞれやらせて、あとは専門職ということなんですが、一般行政職ではある程度、応募はあるんですが、ただ、一定の水準は確保させて、レベルといいますか、その試験の結果の中で、そういったところで選別をさせていただいているところもありますので、まったく応募がないということではありませんので、その種別・種類によっては応募があるところもあるというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（斎藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） まあ、ちょっと応募がないという、応募はまあ、あるものはあると。欲しい人材がこないということだと思います。ここは一概に、どうしたほうがいいということは、たぶんないとは思うので、そこはしょうがないのかなとは思うんですけども、まあ、例えばこういったことはないでしょうか。そうですね、例えばその、仕事に関して、役場の職員の仕事。先ほど専門職の応募がないということでしたけれども、その魅力、仕事の魅力

が十分アピールできていないんじゃないのかなというのをまあ、一つあるのかなと考えました。このアピールというのは、なんかこう、難しいと思うんですけど、やっぱりその仕事をやっている内容であったり、その成果。もしくは仕事をしている姿ですかね。そういった部分がもうちょっと、やっぱり役場って良い仕事だなと。皆さん、生き生き働いていて、ああいう職場で働きたいな。こういったものがあれば、応募もあるんじゃないかなって、まあ、そういうふうに期待したいなと思います。まあ、その辺がですね、もしかしたら、町民の皆さんにうまく、町民もしくは町外なりですね、学生さんとか、就職希望しているという人に、こういった魅力が伝わっていないのではないかと、ちょっと思います。例えばどうでしょう。一口で、いいんですけど、役場の仕事のこんなところが魅力的なんだよというのを、総務課長、お答えください。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 一言ではなく、少しあの、お話をさせていただきたいと思いますが、先ほど町長にお質しのあった質問に若干戻ります。やはりあの、人材確保、今、県内町村、只見町に限らず、非常に苦慮しておる状況であります、これにつきましては福島県も、あるいは県の町村会も、非常にこういった状況、危惧しております、実はあの、6月の1日に、合同の説明会を、希望する町村の参加による合同の説明会を行いました。只見町も参加をさせていただきまして、県内外から十数名の方、只見町のブースにはおいでをいただきました。その折には、診療所の若山所長にも看護師を募集しているということでご足労いただきました。そういう結果で、県内町村、どこも非常に、そういうことには苦慮しているという実態をまずはおわかりをいただければと思います。

そういう中で魅力のアピールであります。先ほどの酒井議員の一般質問にもございましたが、まず町の仕事をしていただくということで、中学校・高校の職場体験。あるいはこれも町長答弁にもございましたけれども、アルバイトを通じての職業体験。これをやっていただいて、町の職業わかっていただこうということで大変進めております。そしてあの、もう一つはあの、インターンシップ。大学生のインターンシップでありますけれども、今般、その6月の合同説明会においていたいた方から、是非、只見でインターンシップやってみたいというお話がありまして、8月の下旬においでをいただきました。その結果でありますけれども、私は実は公務員になりたい。そういう中で、どういったところが良いのかなということで考えていた。実際、只見町に来て経験をさせていただいた中で、職員と住民が近い。

これが非常に良いなというふうに自分は思った。大きな都市よりも只見のような自治体が好ましいということでお話をいただきまして、大変嬉しく思ったところであります。こういったこともありまして、様々な機会を通じて、町の職員がやっている仕事。これをあの、皆様に広く知っていただく。勿論、知っていただいているけれども、さらに知っていただく。そしてお話にありましたように、生き生きと楽しく、やりがいのある仕事をやっているよう、皆さんに見えるような形を進めなければならないなというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） ありがとうございます。

アピールしていただきました。インターンに来られた方おっしゃるように、やはり只見町役場と町民の距離はかなり近いのかなと。やはりそれは僕も、こういう言い方は失礼ですが、ほかの自治体を見て思います。特に大きな自治体を見てますと、これはですね、壁があるんですね。町民と役場職員との間に。日頃からの交流もあんまりないと聞きますし、これは本当に不幸だなと思いました。に対して、只見というのは、生活に近いところに職員も同じく生活しておりますし、そういう感覚も近いのかなと僕も思っています。そういうところは只見町の、本当にそれは良いところ。いわばちょうどいい過疎という感じなのかなって思います。大きくなないので、それだけ良いところもあるのかなと思います。

ちょっと今のお話の中で出てきたんで、ちょっと、これもちょっと聞きたいんですが、例えばこの採用に関してですけれど、そういう採用の経費っていうのは、ある程度とられているようなものなのでしょうか。まあ、いわば僕はまあ、おしらせばんに掲載するぐらいしか、募集の仕方って、ちょっとわからなかったものですから、例えばその求人誌であったり、そういうた、今様々ありますので、そういうものに掲載するとなると多少なりとも費用は掛かるんですが、この採用に、募集の費用ってどれぐらいとられているか、ちょっと教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 私どもでお出しをする分について、募集の費用については、特段、予算化はして、現在はおりません。まあ、そのほかにあの、試験でありますとか、そういう経費については予算化をさせていただいている状況であります。しかしながら、やはりあの、なかなか、現状の手段、町のホームページ、おしらせばん、あるいは共同の説明会等々

ではなかなかうまくいかないなというところがありまして、おっしゃるとおり、そういった有料の有効な施策があれば、研究・検討しなければならないなというふうには考えております。

あと診療所関係での、医療関係での募集については事務長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） 診療所ではですね、都道府県の看護協会というところがありまして、そちらのほうのホームページに掲載させていただいておりました。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） そうですね。ちょっと予算とられてないということでしたけども、これはちょっとあの、一つ提案なんですが、地域おこし協力隊の募集の際に使われている、日本仕事百科というあのサイト。これがその自治体職員の募集して良いのかどうかというのを僕もちょっとわからないんですけども、これまで地域おこし協力隊の方は、そのサイト経由で応募されてきた方が多くいらっしゃいましたし、人材としてもなかなか良い人来られたんじゃないかなって思っています。これ、やはりあの、その、募集の手段といいますか、その、どこに投げかけるかというのも、これも結構、必要なポイントだと思いますので、是非あの、予算など考慮しながら、仕事百科、活用することが、そういうみたいわば、なんというんですか、ウェブのメディアっていうんですかね、そういうリクルーティングの方法などもご検討いただけたらなと思います。

で、僕からはちょっとだけ、提案なんですけれども、やっぱりここはですね、もうちょっと広報ただみを、誌面の中身をですね、こういったこと活用されてはどうかなって思います。で、もうちょっとですね、それはその、アピールという部分でなんですが、ここは上手にやってほしいんですけども、やっぱりこう、町の広報誌ですから、いろんな事業をやるわけなんですね。そういう事業の成果っていうのが見える形。そして、職員達がそこに取り組んでいる様子っていうのがわかるような誌面にしてはどうかなと。ああ、役場職員、良くやってるなっていう評価が町民にもわかりやすいような広報ただみにしてみてはどうでしょう。ちょっとネガティブな話になっちゃいますけど、やはり、最近よく聞く話としては、広報ただみはですね、イベントばかり載ってるという話です。たしかに、イベントいっぱい載ってます。いろいろ、あれがありました。これがありました。それも、ね、活躍する町民

の様子を伝える意味で、これはまあ、あっても良いのかなとは思うんですが、一方でこういったご意見もあるわけなんです。議会だよりのほうが政策がわかる。こういったご意見もあるわけなんですね。で、やっぱり、我々も、これからまた議会だより編集に入っていくわけですが、やっぱりこう、いろいろ、どうやったら伝わるかという、特に、そうですね、中学生が読んでもわかるように伝えようというのが大前提にあるわけですけれども、やっぱり難しい話を噛み砕いて町民に伝えようということに心砕いてやっております。で、広報ただみも勿論そうやってやっているとは思うんですが、どうしても、こういったご意見があるということは、もうちょっと、ある意味、ある意味、シリアスな話題なんかもですね、時々織り交ぜて、お盆には毎年、人口減情報みたいなのが毎年出たりしてるので、もうちょっとそういったその、事業の核心に触れるようなですね、こういった中身、こういったものをですね、町民の皆さん、もしくは広報ただみは町民ばかりではありませんので、ご覧になる方に、こういったアピールになればと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君）　　總務課長。

○総務課長（新國元久君） 前段のその、日本仕事百科等々の活用についてのご提言であります。たしかにおっしゃるとおり、非常に有効な手段だと思います。それを含めまして、都市部でのPRイベントあるいはあの、ふるさと大使の方、あるいはあの、町長出席を、大概、毎年させていただいておりますけれども只見会。こういった様々なシーンを通じて、町の職員の状況、お伝えをしながら、人づてでも、あるいは誌面でも、あるいはウェブでも伝わるような工夫をしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 広報たたみの誌面づくりについてのお話がございました。町の広報誌としても、特集というようなことで政策課題等については工夫をして掲載はさせていただいているところではございますけれども、まあ、職員、先ほどお話があった、職員がやっている姿であったり、事業の成果等々についても、もっと掲載すべきではないかというようなお話をございました。そのあたりあの、担当課としても工夫をして、誌面づくりはしておるところでございますが、そういうようなご意見も踏まえまして、誌面づくり、今後活かしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番(目黒道人君) 是非あの、有効な方法でお願いしたいと思います。でまあ、やはりそ

ういった若年層ですね、そういったところに届くような、そういったものでお願いしたいです。というのは、やっぱり、今、人が少ない話でなくてですね、これ、将来に亘って人が少ないであろうっていう前提に立って、今後、採用や研修などやっていかないといけないというところに直面しているわけですから、ひとつお願いしたいと思います。

二つ目です。専門分野の人財育成。これについてなんですかけれども、特にあの、ここでお話ししたいのはユネスコエコパークのことなんですが、ユネスコエコパーク、登録から5年目、5年経つですね、そのまあ、10年で一旦こう、もう1回こう、査定があるというふうにも聞いてますので、このユネスコエコパークとして、その報告書をまとめたりとか、それがあの、英語に翻訳しなきゃいけないとか、非常にこう、専門的な部分が非常に多いということを聞いています。そしてまた、そこに携われる職員もかなり限定的だというところがあります。その他の仕事だって、職員ですからやってもらわなきゃいけないということもあると思いますし、でその、特に、専門分野なだけにですね、最新の情報をアップデートしないといけないというのも片方にあったりして、仕事も勿論ですが、研究であったり、勉強もしなきゃいけないということです。でまあ、最近、一人、その担当の職員はですね、博士の資格を取られたといったこともあります。相当頑張られてですね、自分のそういった資格、学校の勉強と、それから両立させてやったと思うんですが、ここで心配になっちゃうのはですね、そういったこう、一生懸命やることは勿論、やってもらわないといけないし、どんどんやってもらいたいんですが、バーンアウトっていうかですね、燃え尽き症候群というのがあるわけなんです。一生懸命、責任感に燃えてですね、やっていった結果、燃え尽きて、もう嫌になっちゃったりするっていうのが、いわば一人にのしかかってくると、こういったこと、あるのかなって思います。そうですね、ある程度まあ、僕のようにほどほどにやっていればですね、燐りつつ、火が消えないでいられるんですけど、それは人によると思うんですが、そこがちょっとね、一人だけっていうのは、そういったところが本当心配なんです。なんでああ、右腕、もしくは左腕ぐらいですね、やはりそこに続く職員の育成も是非考えてほしいなって思います。これについては今、どういった計画がありますか。ちょっとお答えください。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星一君） 今現在、中心的にエコパーク業務を担っている職員も同様な経過を辿って職員になったんですけれども、ブナセンター指導員などを通してですね、大学あるいは大学院で、まあ、様々な分野を学んでいただいた方を、いただいた人材を採用しまし

て、ブナを核としたまちづくりであったり、エコパークの推進というものの、推進ということをまあ、ブナセンターという組織の中で行っているわけでございますけれども、その中であの、その組織の中で自主研修であったり、研修、自主研究であったり、研修も含めてですね、館長指揮の下、今やっておるところでございます。そういった人財育成、その組織の中での人財育成も図りつつですね、町職員に、の採用試験の情報などもお伝えをしたうえで、希望があれば職員にならないかというようなお声かけは常々しておるというようなことでございます。でまあ、そういう専門的な職員も当然、必要だとは思うんですけども、いわゆる地域に置かれた、地域が置かれている状況であったり、実情など理解した中で、トータル的な状況もこう、当然、エコパーク推進には必要ですので、一般行政職としての採用も含めてですね、最初の町長答弁にもあったとおり、幅広い形での採用という形態も当然必要だというふうには考えております。あの、エコパーク推進業務、たしかにあの、専門的なこともございますので、たしかにあの、専門的、一人といいますか、チームで一応やっているわけではございますけれども、のしかかってくる業務がこう、課題になっていくというものもございますので、そういった部分につきましては、エコパーク支援委員会ということで、いわゆる学識経験者で構成した方々に、そのエコパークの推進に関して、いろいろ助言であったり、支援をしていただくような形での組織体制も含めてですね、現在構築をしております。またあの、先ほど定期報告等々の話がございました。定期報告というものはまあ、いわゆる国際的機関への報告という形になりますので、そういった場合は英訳をしなければいけないとか、そういうような状況が出てきますが、そういったものにつきましては、専門的なもの、内容ですので、英訳に関しての委託料をとったり、今年も実は予算、突発的な報告があれば、必要になるかというようなこともありますて、英訳の委託料もとっているんですけども、そういうような形でですね、そのエコパーク推進に関しては、人材の確保であったり、いわゆる負担の軽減であったり、分散化といいますか、そういうようなことで現在行っていると いうふうにご理解をいただければと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） もう、本当、これはまあ、僕から言うまでもありませんが、やっぱりこのエコパークというのは自然首都只見のですね、アイデンティティのとても大事な部分ですので、ここはあの、しっかりですね、推進できる体制づくり。ここに是非、挑戦してほしいなと思います。最近はあの、ブナセンターのほうにもですね、昆虫博士の方が職員として

来られたりとかですね、なかなか人材、面白い人材が集まってきたのかなって。これはすごく良いことだと思います。最近の世の中のキーワードは偏愛というのがですね、キーワードにありまして、偏った愛って書くんんですけど、その偏れば偏るほど価値が光るというかですね、そういう狭い分野、そういうことがですね、突出してくるといったところがあるのかなと思ってます。エコパーク、それからブナセンターというのは、そういったまさに偏愛というキーワードのですね、すごくぴったりな取り組みじゃないかなと思いますので、是非お願いしたいと思います。

3番目の振興センターの件です。やはりこれはですね、ちょっとやむを得ない事情もあるのかなとは思っていますけれども、その前に、この8月1日に配布されました、皆様のご自宅にもある、これですね。やっぱりこれ、見てますとですね、本当にその、まあ、やむを得ないのかなっていうところではあるんですが、本当にですね、兼務、実に多いなっていうところなんですよね。これ、兼務っていうのは、いくつも仕事、役職を持ったからといって、給料が倍になるわけではないですね。でも、責任は倍になってくるっていう、こういったものが兼務なんだと思うんです。今回、白い紙で配布、ホワイトで配布されましたが、中身はかなりブラックだなという部分がですね、ちょっと気になるところなんです。で、この兼務ですね、是非、解消していただきたいなと思います。これ、本当、ね、無理難題、無い袖振ってくれっていう話になるわけなんですねけれども、ただその、中でもですね、まず取り組んでいただきたいのが、この振興センターの兼務の状況。これはですね、早い段階で解消していただきたいなと思っています。答弁にもありました、只見振興センターで勤務中の場合は朝日振興センターまで職員が移動すると。お時間をいただく場合もあるということなんです。これはですね、まあ、無理だと僕は思いますよ。これは。現実的に距離の問題は、これ、どうやったって乗り越えることができないことだと思います。そこで、やはりその、やっぱり充実、職員の数ですね、もうちょっとなんとか配置できないのかなというところ。そういった組織づくりのあり方ですね、是非もうちょっとと考えていただきたい。振興センターだと、やはりその地元の方、先ほどあの、窓口のことということで聞いてますけども、まあ、本当、いわば、お茶飲み話だったり、ちょっとした相談だったり、来られる方がいらっしゃる。そうしたときに、ちょっと只見に行くからちょっと待っててけやれと。朝日に行くからちょっと待っててけやれと。これだとですね、ちょっともう、心折れるんじゃないかなって、気もんみやる人も多いものですから。そういったことをですね、やはり公民館的な部分、やっぱ

りそういった部分も必要だっていうのがどうしてもありますので、ちょっとね、やっぱり、これはですね、振興センターということですが、この町の大きな課題の一つには面積が広いというところです。人口減と共に面積がちっちゃくなるんだったら、これはなんとかやりようはあると思うんですね。でも、例えば同等規模の人口でいくと、磐梯町が只見町と大体同じ。慧日寺がですね、復活された、最近話題の磐梯町ですけども、あそこはもう、これぐらいしかないですよ。町が。只見、こんなにあるんですよね。そういう中で、人が移動したりということは、只見の中では、同じ、人口規模で同じだと言ったって、これ、ちょっと難しいなって思うんです。で、そういった部分ですね、ちょっとあの、実際これ、センター運営については、ちょっと厳しいのかなって思ってますが、この辺ちょっと、改善に向けて求めたいと思いますが、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 振興センターについて、今、大変、町民の皆さんにご迷惑かけているところはございます。それで、振興センターについては、前は公民館から、現在、地区センター、振興センターという形で社会教育と一旦離れたり、また寄ったりという形で、その振興センターのあり方については只見町の場合、いろんな形で議論をされた経過がありまして、現在あの、そういった中で一番課題になっているのは決裁とか、そういった事務的なもの以外に、あとあの、地域づくりをどうもっていくんだという、本来の業務のところの課題があります。その中で、職員がどんどんどんどん減っていく中で、そのしわ寄せが若干出てきているということは出でますので、こここのところについては根本からやっていく必要はあるかなというふうに思っています。それと、ただあの、地区センターだけ、振興センターだけを小手先にやっても根本的な解決にはならないところもあります。それは常にあの、今回も庁舎の暫定移転ということで組織がまた動きました。そういった中で組織改革といいますか、機構改革も視野に入れた形で取り組んでいく必要もあるのかなというふうに今、こここのところ、どうしても人が集まらないという場合は、組織も見直しながらやる必要もあるというふうに考えておりますので、そういった中でできるだけ町民に理解される組織体系を持っていて、振興センターについても最も住民に近いところの組織ですので、住民の意見を十分に聞きながら対応していく必要があるというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 考え方、方向性としては、もう、そのとおりだなって思います。です

が、やっぱりこれは、本当、人の、応募がなければということ、人員がいなければというところなんで、ここは本当、そこが困難なんですけども、例えはどうでしょうか。今おっしゃったような方向性で、それはそれで良いと思うんですけど、ただ、今今どうするっていう話題がちょっとあるんですね。今この兼務の状況をどうするか。で、特にですね、この9月、先日はうきうきわいわいフェスタがあり、今週末には町民運動会があり、で、正直、こういったイベントが集中するのが9月なんですね。今日もこういった、今日は議会ですけども。で、そのイベント準備に、これまでですと、かなり振興センター職員が駆り出されて、それによってですね、不在っていう状況もありました。で、これ、どうなんでしょうか。例えばこれ、どうしても職員、振興センター職員がやらなきやいけないっていうことも正直ないのかなって、ちょっと僕も考えておりまして、例えばこういった場面で、先日設立されましたシルバー人材センター。こういった皆さんにお願いして、または地域づくり委員会に声掛けするというのもひとつではあるんですが、正直なかなかですね、地域づくり委員会の中の皆さん見ても、お仕事であったり、平日、ご都合ある方もいらっしゃいますので、そういった方でもですね、例えばシルバー人材センターに、いわば業務として、そういったイベント準備であったり、例えば看板立てやらなきやいけないとか、それぐらいだったら、シルバー人材センターにお願いしようかなといったこともできるんじゃないかなって思います。こういった活用のあり方についてはどうお考えでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君）　振興センター長。

○振興センター長（梁取洋一君）　現在、人件費等の予算はないので、今年度は現状のまま進めたいと思いますが、今後、状況を見まして、シルバー人材センターの今の流れとかも、まだ、よく動いてるような状況聞いておりませんので、ちょっと調査をした結果、次年度の当初予算に計上できるようであれば計上していきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君）　4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君）　是非ご検討いただいて、予算措置などしていただければと思います。では、4番目です。プロジェクトチームといいますか、これがその人材育成っていう部分なんだと思います。やはりそのプロジェクトチーム、前橋本副町長の旗振りで立ち上げられた。これもやはり、橋本副町長の目からはですね、これ、やはりその、職員の、やはりこう、人財育成が弱いといったところからスタートしたんじゃないかというふうに思っております。で、ちょっと今年度はですね、そういったことで形を変えてということですが、それでもや

はり、その理念というか、考え方ですね、やっぱりこう、底流に流れる動きとして是非や  
ってほしいことだなって思っています。自己啓発ですね、職員の自己啓発。こういったもの  
については、これまでも変わらずやっていただきたい。その中でですね、ちょっと、こうい  
ったことをちょっとと思うんですね。

その前に、ごめんなさい。1件、ちょっと確認なんです。この答弁の中で、今年度の研修  
状況であります、昨年度に引き続き町内で実施する全体研修。これの中身について、ちょ  
っと教えてください。これ、全体研修というのは職員全体が対象なのか。町内ということで  
すので、その場合、会場は湯ら里だったりするのかなっていうのがちょっと気になるところ  
ですが、ちょっと教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 基本的にはあの、議員、お質しのとおり町内で行っておりまして、  
全職員が対象ということでやっております。今年度ですと、個別に申し上げますが、特定個  
人情報の取り扱いに関する研修。これはあの、職員対象、全職員対象に、参加できる職員で  
ありますけれども2回実施をしております。管理職、なかなか参加ができなかったというこ  
とで今後、管理職用にもう1回、これは検討しております。そのほかに例年やっております  
が、福島自治研修センターから講師をお招きをして、これも町内で公務員倫理の研修。これ  
を予定をしております。回数は2回であります。そのほか職員を対象に財務事務の研修等々  
を行うという予定がございます。あとはあの、全体研修と申しましても、町内でやっている  
研修の一つであります、季の郷湯ら里を会場にしてということでありましたが、これ、そ  
ういった会場とは若干別なんですけれども、若い職員の方に、議員の方からご提言をいた  
きましたので、湯ら里での職場研修。実際の職場研修も今年度は行っております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） ちょっと確認です。このチョウナイというのは、役場の庁舎の庁のこ  
と、なのかなって思って聞いたんですけど、そこがちょっとわからないんですけど、ちょ  
とご確認ください。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 町内ということであります、町内、職員は只見地区にも、朝日  
地区にも、明和地区にもおりまして、全体的に研修をやる場合に、まあ1回は朝日でとか、  
振興センターを会場にとか、あるいは只見は只見の役場とか、いうことがあります。そうい

った町内で概ねあの、全職員等々を対象にしてという意味でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番。

○4番（目黒道人君） まあ、そういった意味であれば、この文字で問題ないのかなと思いました。ちょっと気になったのは、こういったワープロで変換するときにですね、ここはこれで良いんだと思うんですけど、間違ったりしちゃうものですから。そういった部分。で、で、そういったことです。これはこれで良いと思うんですけども、例えばですね、先日のこの入札結果報告書。この話、もう1回、蒸し返しますけれども、これについてもですね、これはですね、これを作った職員がまずいって話ではなくて、その上司だったり、その上の、町長までですね、全ての階層において、判子がついてある。ここなんですね。ここで必要なのは、その目線ですね。この中身は勿論で、書いてあることがちゃんと書いてあること、中身をですね、ちゃんと見ることもそうなんんですけど、この書面を通じてですね。この職員がちゃんと、どういう仕事をしているのかなっていう、温かい目ですね、それでやっと判子をつくと。細部までちゃんと見てですね、仕事に落ち度はないのか。これが正しいのか。日頃、どう頑張っているのか。この1回、ポンと判子押すにはですね、そういったものが全て入っているということがあるんじゃないかなって思うんです。これがまさにですね、最近覚えた言葉なんで、いっぱい使っちゃうんですけど、チームビルディングっていう言葉なんですね。組織づくり。このチームビルディングですね、ちょっとですね、読みますね。チームビルディングとは、仲間が想いを一つにして、一つのゴールに向かって進んでいける組織づくりのことです。もう少し言葉を補うと、仲間が主体的に自分らしさ、多様性を發揮しつつ、相互に関わりながら一丸となって共通のゴールを達成しようとチャレンジする。こうした組織をつくるための取り組み全般と言えます。これがチームビルディングです。まさに皆さんには、こういった仕事を通じて、地域のため、町のため、日々、事務に遂行されているということなんですね。そういう中で、その部下であったり、同僚であったり、ちゃんと仕事をするのかな。その仕事はこのチームに貢献できているのか。こういった視点。そのチームの一員として、みんな、日々、仕事をしていると、こういった意識。ここにですね、ちょっと立ち返っていただきたい。やはりこの行政の仕事は、どうしたってこれ、チームワークだと思います。勿論、担当はありますから、担当それぞれ、個々頑張らなければいけないですけれども、でも全体にはこれ、チームワークなんです。一人でやっているわけではないんですね。で、このチームでやっている、各課の中で、そのチームに貢献できているかどうかつ

ていうこと。そして、それは課の中で、主に上司だと思いますが、そこについてやはり的確な指摘もしてあげないといけない。で、これでちょっと伺いたいのは、その各課のその人事評価ってどういったふうになっているのか。的確な、具体的な内容になっているのか。ちょっと伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 人事評価は基本的に全課で行っております。人事評価制度、国が導入、そして県も導入して、只見町、町村まで広まってきて数年が経ちますけれども、導入当初は職員の人材育成を目的とした、今現在も主眼は変わりませんけれども、そういったことを一番の目的とした制度であります。議員、お質しのとおりであります。昨今は、そこに成績率の導入等々の要素も加わってきておりますが、繰り返しになりますが、元来、職員の育成を基本にした制度でありますので、その趣旨に則って、今現在、各課等の長におかれましては、課員の評価、指導評価等をしていただくという状況になっております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） ごめんなさい。いきなり聞いたんで、そういう形の答弁でしようがないとは思うんですけど、そういうあの、そうですね、なんかこう、形だけの評価っていうのも、もしかしたらあるのかなって、ちょっと気になるところです。もう、ダメならダメというのは、ズバリその人にわかるように、ちゃんと評価してあげないと、その人にとっても良くないし、このチームに居てもいいんだなって、ずっと思っちゃうと思うんですよね。それはそれでもいいんですけど、居るんだったら、ちゃんとチームに貢献してほしいな。地域のために働いてほしいな。そういう前向きな気持ちで働く。そういう、人が少ないんだから、少ないんだったら、そういう少数制でいかなきやいけないんだと思うんですね。なんで、そういう意識。このチームに自分はどう貢献できているのか。できてない部分は努力しよう。もしくは同僚が、ちょっとその行動はチームに貢献できているのか。その判断はどうなんだ。そういうものはちょっと口を挟むとかですね、これ、前向きな部分ですけども、そういう取組みでチームワークだっていう部分に是非立ち返っていただきたいなと思います。

ちょっと時間も迫ってきましたので、続きまして、ちょっと流れでいきますけども、5番目の人事異動の希望。これですね、ちょっと気になるのが、概ね、反映されているということですけれども、これ、職員は、皆さん、希望出されているのか。もしくは出さない人もい

るのかなっていうのがちょっと気になっているんですが、その辺、実態どうでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 30年度であります、31年の1月頃に、異動の希望を職員から提出をしていただいております。その比率であります、概ね半分程度の提出ということになってございます。実績であります。

○議長（齋藤邦夫君） 4番。

○4番（目黒道人君） わかりました。まあ、半分の方、希望出されているということであれば、それはまあ、希望通りになっているのかなって、判断したいなと思います。まあ、ちょっと気になるのはこう、なんというんですかね、こう、例えば夢とか、理想とか、希望がないとですね、どうしても仕事って良くなっていかない。それがもし、ないとすれば、希望も特にない。異動の希望も特にない。勿論、今いる職場で良いっていうことも、それもかえって良いと思うんですけど、是非そういったことがですね、反映されるようなことにしてほしいなと思います。

先日あの、ダイヤモンドプランの講演会がありまして、栃木県の黒磯でレストラン経営されている宮本ゴイチさん。僕の友人でもあるんですが、その方来られて講演をしてくださいました。その中で彼は、仕事をしていくうえで何より大事にしているのは、まず従業員がハッピーになること。それをするためにはどうするかということをまず考えて仕事に取り組んでいるそうです。さっきのチームビルディングっていうのも宮本君から教わった言葉なんですが、そういった考え方。どうやったらハッピーに、幸せになれるか。そして、それが、つまりお客様、レストランを訪れるお客様の幸せにも繋がっていく。こういった考え方なんですね。で、役場もそうだと思います。やはり、人をハッピーにするには、まず自分から。ハッピーでない人がハッピーにはできませんよ。それは。なんで、その、やっぱりそれが、仕事が、前向きに幸せな仕事ができたなっていうふうに思える。そういった中身にしてほしいなって思うわけなんです。その宮本さんは自分がやってるのはハッピー産業を創ることだ。産業として幸せになっていこうということをおっしゃっていました。役場もまさにそうだと思います。産業ではないんですけど、町として、只見町がハッピーになっていく。そういう部分を創っていくのは、職員も勿論、我々議会もですね、ハッピーにならなきやいけないということだと思います。なんで、そういったところっていうのを、ちょっと考え方、ちょっと持ちながら、進めていってほしいなと思います。

町長、ハッピーですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 非常にあの、只見町、課題が多く、なかなかハッピーというところでにはいってませんが、できるだけ笑顔で行政ができるような方向性に努めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○4番（目黒道人君） 終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、4番、目黒道人君の一般質問は終了いたしました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

午後の会議は、1時半からといたしますので、ご協力をお願ひいたします。

休憩 午後 1時00分

再開 午後 1時30分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続き、会議を開きます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第56号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第56号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第56号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でありますが、資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 許可いたします。

[資料配付]

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ただ今、資料配付をさせていただきました。

今回の条例改正ですが、投票管理者の、公職選挙法の関連法令。こういったもの的一部を改正するということがございました。これに伴いまして町の条例の部分、いわゆる費用弁償の部分、報酬の部分を改正をさせていただきたいものであります。

ただ今お配りをさせていただきました資料により説明をさせていただきたいと思います。

左側が改正後、右が改正前となってございますが、まず上段であります。投票立会人、期日前投票立会人についてであります。これは平成27年から今回のような半分ずつの勤務ということが可能となってございました。これが今回、投票管理者にも拡大されたということであります。上段、投票立会人、期日前投票立会人については、もう既に改正済みでございました。その下の投票管理者、期日前投票管理者であります。これに関しまして、投票時間（投票所）を開く時刻から投票所を閉じる時刻までの間をいう、ということになっておりますが、この繰上げを行わなかった場合において、立会時間が投票時間の2分の1以下の場合は、当該額の2分の1に相当する額とするということで、2分の1以下にするという規定を加えさせていただくものであります。今回対象になりますのは、今申し上げましたように繰上げを行わなかった場合ということでありまして、只見町で対象になるのは期日前投票所の選管で行っております投票所。そのほかでありますと、投票当日は繰上げ投票、概ね、法ですと8時ですけれども6時に繰り上げということで行ってまいりましたので、これは該当をしないということになります。現在までの執行の状況の中で該当するものは期日前投票所のうちの夜8時までやっているところということになろうかと思います。今回こういった改正の背景、国の法律等の改正の背景には、やはりあの、投票管理者、終日勤務できる方の確保が困難になってきたということが背景にあるようでございます。今般、こういったことで柔軟な対応可能なように条例改正をお願いいたします。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第56号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

○議案第57号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第57号 只見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 議案の説明の前に、資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

[資料配付]

○議長（齋藤邦夫君） 議長、よろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） はい。お願ひします。

○保健福祉課長（馬場博美君） それでは、議案第57号 只見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の執行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容としましては、題名の改正ということで、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に改めるものでございます。

今ほど配らせていただきました新旧対照表の頭の部分をご覧いただきたいと思いますけども、改正後のアンダーラインのところが、並びにから、特定子ども・子育て支援施設等ということで、新しく加わっております。そのほか、改正法における略称の変更や条項ずれ等を今般改正させていただきましたので詳しくは配付させていただきました資料のほうをご覧いただきたいと思います。施行期日等につきましては、令和元年10月1日ということになってございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） この条例の内容に関しての質疑は特にありませんが、この改正後・改正前のこの正後表の1ページ目一番下。この修正に関しては、これは条例改正というよりも単に誤字・脱字の習性の類だと思いますので、これは、勿論、修正されるべきですけれども、やはり、これまでこういう状態が放置されてきたということもありますし、これ、作った、文書作った段階で、やはりその中で先ほどの一般質問の話ではないですが、やはり、これも、チームワーク、ちゃんと見て、ちゃんと気が付いて、ここにきて直すことではないと思いますので、一般質問の続きをさせていただいて申し訳ないですが、そこだけお気をつけていただきたいなと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 新旧対照表の一番下段のところの、特定教育・保育法第27条第1項に、定数・特定教育のところのアンダーラインのところのご指摘と思います。こちらについては、今までこういうような表記になってございましたので、今般、修正はさせていただきましたが、今後、こういうことのないように十分注意をさせていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） はじめに、本題の中に入る前に、この今日配られました説明資料。

これ、総務委員会の中でも配られております。で、私はやはり、議員が質疑、この議案を検討するうえで、事前配付を求めておりました。で、委員会の中で当然配られているんですから、総務委員会のメンバーはこれに基づいて、この議案が配られた段階で、この議案について深く学ぶことができます。しかし、総務委員会じゃない議員の方は、この議案だけをもって、かなり難解なこの文書になりますので、これをなかなか理解しようとしても難しい面があります。そういう点では、議案ができた、議案が配付される時点で、もう既にこの説明資料ができるわけですから、やっぱり全議員に配付することを私は求めたいというふうに思います。それが何よりも議案審議に、議員の勉強の時間を高めていくという点からも必要だというふうに思います。

それと、質問ですが、国は、この6日に、この特定教育・保育施設及び特定支援型保育の運営に関するこの法律に関して、約80項目の間違いがあったということを記者会見いたしました。で、まず町では、国はそういう記者会見で発表してありますけど、この条例について、案について、この間、この提案している中身については、そういうことはないんでしょうねということが第1点です。

それから、この説明資料の5ページですけど、利用者負担額等の受領という13条の関係。これが何度も読んでもよくわかりません。で、これは、いわゆる保育所のほうが、保護者からお金を取れるという条例になるんですが、13条の3、一番冒頭のところでは、3歳未満児について支払いを受けることができるというふうになってて、その後ですね、一番下のほう、4の(3)に、一番下の行です。食事の提供に要する費用と。これは主食と副食費という中身があるんですが、その主食と副食費という中身がよくわかりません。

それと、次のページの、6ページからなんですが、この最初のア。これ、3歳以上になるんですが、その下の、アですね、3歳以上の対象者で、4行目、(イ)に定める金額未満である者に対する副食の提供。ということは、これ3歳・4歳・5歳児が副食の提供というふうになると思うんですが、そして、その下の(ア)と(イ)。それぞれ(ア)では7万7,101円。これは町の規定する、只見町保育所入所徴収規則の中での1から、第1階層から第8階層まであります。で、7万7,101円というのは第4階層の2に該当します。で、その次の、(イ)のところの5万7,700円というのは第4階層の1に該当します。そうすると、この副食費の提供というのは、ここでよくわからないのが、私、一般質問の中でもこの保育料の問題取り上げましたけれども、で、町長のこの間、答弁では、副食費は無料にして

きたという答弁の中身でした。ここではその副食費の中身について、この条例では、一つでいけば、全ての保育園に通園している子どもの、児童の、副食費が無料というふうに、この条例から、いわゆる満3歳未満、3歳以上、いろいろこう、規定書いてあるんですが、わかりやすく言えば、全ての子ども、児童が、副食費無料なのか。その辺がこの条例からよく読み取れないんで、そこの説明をお願いします。

それと、37条のところ、13ページ、特定地域型保育事業ということありますけれども、これ今現在、只見町の中でこれに該当して、実際にそういう対象児童いるのか。これが運用されているような形になっているのかを伺います。

それから、その次の15ページの大きな2、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認め、というところありますが、これは只見町でも該当するのかどうか伺います。

まず、以上のことについてお答えをお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） まず主食と副食の考え方でございますが、主食については、昼食時間に提供しているものが主食扱いになってございます。で、副食については、一般的におやつを提供しておりますので、そちらのものということの認識でございます。

それから、6ページですか。法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども、7万7,101円。その下のほうにいきまして（2）のほうにつきましては、5万7,700円と金額謳っておる、これにつきましては、その入所児童の、主に保護者の方の所得区分での所得割の金額ということになってございますので、それ未満の方については、それぞれの階層の部分ということでございます。

13ページの第37条の特定地域型保育事業の関係でございますが、こちらについては只見町の三つの公立保育所のほうでは該当はございません。

15ページの2の、町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合にあって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができるということで、こちらも特定地域型保育事業者ということを謳ってございますので、只見町には該当はなしということで報告させていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 6ページの関係で、今のお答えで、私が先ほど質問した中身の答弁にはなってないと思われます。この条文を読んで、要するに、満3歳以上の児童の副食費の徴収が、これは金額はここに書いてありますけど、7万700円。それから5万700円。これは、第4階層の1と2の階層になるんですけど、そうすると、この副食費がこれでは取るのか・取らないのかということ。そして、もし取るんであれば、この階層区分、いわゆる所得区分を設けるのか・設けないのか。で、これ、取るというふうに、これ以下の子供は取りませんよと。そうすると、第4階層の3以上の所得の認定の子どもについては、これは副食費、取るというふうに、片方は取らない。片方は取る。所得によって違ってくるのかというふうに、この、何故ここでですね、基準額を設けた条例になるのかというのが私はちょっと、全体の流れからいうと、よく理解できないんです。ここ、何回読んでもわかんないです。で、要するに、先ほども言いましたように、去年、一昨年から、年中・年長者の保育料を無料にして、そしてその中で副食費も取らないという町の措置とったという話ありました。で、昨日の中では、一般質問では、ちょっと思いつかなかつたです。その後、じゃあ、ゼロ歳児から年長児までの全ての子どもの副食費はゼロなのかという疑問が湧いてきました。で、そこでこの条文を見ると、余計、その関係がわからないんです。ということで、要するに、ここでは副食費の条例に係つてくる。この13条は副食費の関係の条例だと思いますので、要するに、副食費を取るのか・取らないのか。そこを明確にしていただきたいんです。で、取るということであれば、この階層基準、何故設けるのかということが余計、疑問になりますし、そこがよく、この条例から見て、わからないということあります。

それと、保育料については規則で、条例じゃないですから、これ、議会にかけることなく、かけてくるわけで、要するに、規則そのものは条例に、以上のことはできないわけですから、この条例の中でその辺もやっぱり明確にしておく必要があるというふうに私は思ってます。よろしくお願ひします。

○議長（斎藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 6ページのところの、副食費の関係でございますが、こちらについては一般質問でもご答弁させていただきましたとおり、只見町では無料という扱いをさせていただいておりますので、今後ともその形で継続していきたいというふうに思っております。

それから、1回目のご質問の中で1点忘れておりましたが、9月6日に国のほうで報道さ

れていた、その 80 項目の間違いがあった内容ということでございますが、こちらについては、ただ今、県のほうから流れできている資料としましては、今回ご提案した内容となってございます。今後、その修正等、必要な場合については改めて議会のほうに提案させていただきますので、その時点でお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 10 番、山岸国夫君。

3 回目です。

○10 番（山岸国夫君） まだその、そうするとね、副食費は無料だという答弁なんですが、この今の、3 回目の質問になりますけど、6 ページに書いてある、そのアの、一番上のアから、その下の 6 行目の（ア）・（イ）。この辺の階層区分の金額をわざわざこれ、条例として載せなくちゃいけない意味というのが、私よく理解できないんです。そのところの、わざわざこの二つの階層だけのっけるということは、このところで、所得基準によって、この扱いが違ってくるという中身なんですね。第 1 から第 8 階層まであります。その中の第 1 階層と、第 4 階層の 1 と 2 だけ、ここで条例で取り上げているんで、それがよく理解できないです。再度お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 第 4 階層の、1 から 3 まで階層区分されておりまして、今回ここに、アとイということでは、第 1 と第 2 階層ということで表示されてございます。こちらについては 10 月以降の消費税の増税に伴います 3 歳以上児の保育料の無料化に伴いまして、今まで第 4 階層の 1 までの無料という、第 4 階層の 2 までが無料ということで取り扱われておりましたが、今回の改正によりまして、国のほうでは 2 については交付対象外ですよというような流れでありますので、こういった表記されていると思いますが、当町におきましては、繰り返しになりますが、給食費関係については無料というような取扱いにさせていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

9 番、鈴木好行君。

○9 番（鈴木好行君） 先ほど資料をいただいて、全部読み終わってなくて、甚だ、素人的な考え方なんんですけど、今の質問と答弁だけ聞いていると、本当にあの、山岸議員がおっしゃった、この 7 万 7, 100 円と 5 万 7, 700 円。この表記は、これ、町の条例のわけですか、しなくとも全然いいと思うんですけども、本当にあの、何故必要なのかがまだ理解でき

ないんですけども、何故なんでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほどのご質問でございますが、今回の改正等につきましては、国・県から流れておりました資料に基づいて、町のほうの条例について一部改正させていただいた内容でございます。まあ、今ほどのご質問ですと、給食費無料であれば必要ないのではないかというようなご意見かと承りましたので、その部分については、県のほうからのそういう情報に基づいておりましたので、今後、また改めて改正が必要な場合にはご提示をさせていただくようになろうかと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（齋藤邦夫君） なければ、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第57号 只見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第58号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第58号 只見町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 議案第58号説明させていただく前に資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） それでは、議案第58号 只見町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、只見町の重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の第3条の第3項中、障がい者自立支援法を、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改め、同条第6号中、22を25に改め、同条第7号を次のように改めるということで記載をさせていただいているところでございます。こちらの、まず第3条のほうにつきましては、平成24年の6月に名称が改正されておりまして、県のほうの条例も25年の4月に改正されておりました。つきまして、中段以降の第4条でございますが、第4条5号中の、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律を、中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改めるというものでございますが、こちらのほうにつきましては平成26年の10月に名称変更がなされておりました。同じく県のほうでは平成29年の4月に改正されていたものでございます。本来ですと、その時点で町のほうも一部改正の措置をさせていただくべきではございましたが、今回、その間違いを発見いたしましたので、それぞれの字句の改正等について、今般、ご提案させていただきましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第58号 只見町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例  
は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第59号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、議案第59号 只見町森林環境基金条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 議案第59号 只見町森林環境基金条例についてご説明申し上げます。

まず本議案でございますが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の公布に伴いまして、森林環境譲与税を基金として積み立て、森林整備等に要する経費に充てるために地方自治法の241条の規定に基づきまして、只見町森林環境基金条例を定めるために議会の議決を求めるものでございます。

条例の内容でございますが、第1条の設置でございます。只見町における森林整備に関する施策及び森林の有する公益的機能の普及啓発並びに木材利用の促進等に関する施策に要する費用を積み立てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、只見町森林環境基金を設置するものでございます。

第2条としまして、積立てでございますが、基金として積み立てる額は国から交付される森林環境譲与税に基づき、毎年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とするものでございます。

第3条としまして、管理であります。基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。また2項としまして、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券等に代えることができると。

第4条、繰替運用でございます。町長は、財政上、必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる規定でございます。

第5条、運用基金の処理でございますが、基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

第6条、処分でございます。基金は、第1条に掲げる目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる規定でございます。

第7条、委任でございます。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

今回あの、森林環境譲与税につきましては、今年度、施行されて、それに伴いまして森林環境譲与税の交付の内示が先月ありました。金額は374万円でございます。374万4,000円でございます。その内示を受けまして、本議会の補正予算でこの歳入措置をする予定でございます。歳出につきましては、今後、県から要綱、要領などの提示を受けまして、次年度以降の実施予算に組みたいと。よって、今年度の交付額は本基金を設けて措置したいという内容のものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

7番、目黒仁也君。

○7番（目黒仁也君） この森林環境税自体のことでちょっとお伺いしたいと思います。これはあの、既に県税としてもありますよね。そうすると、これ、今度、二つになってくるということですか。で、実際の、課税は、これからですかね。これ、いつ頃から、どの程度の、いわゆる税がかかってくるのか。この環境税自体の内容をちょっと、詳細を教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） この基となります森林環境税につきましては、令和6年度から課税されるという予定になってございます。この課税にあたりましては、一人というか、個人住民税と合わせまして1,000円、年額1,000円という金額を想定されてござい

ます。よって、令和6年度ですか、の課税ということになります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

7番、目黒仁也君。

○7番（目黒仁也君） わかりました。

それと例えば、これから歳出予算の関連でありますけれども、今あの、いわゆる病害虫、ナラ枯れとかですね、そういうのがかなりやっぱり町内広がってきたようにも感じております。で、今後こういった財源を使って、そういった予算化は可能なんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 今ほどのご質問でございますが、ナラ枯れはあの、国の定められている指定の病害虫になっておりますので、その財源はまた別になってございます。ただし、あの、10割出るわけでございませんので、その裏財源というか、補助残に、こういった森林環境譲与税が使用できるかどうか、具体的なその使途が、正直まだ下りてきておりません。よってあの、今年度、ほかの町村もそうなんですが、基金で措置すると。そしてあの、今後まあ、具体的な、先ほど申し上げましたが、要綱・要領。そして使途。そういうものが示されたうえで、有効にこういった財源に充てたいというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 3回目、目黒仁也君。

○7番（目黒仁也君） そうしますと、例えばあの、いろんなこの目的の基金ありますけれども、例えば何々の費用に充てるためと、意外と明確にその使途が書いてあるじゃないですか。他の条例見ますとね。で、今、課長おっしゃったように、これから県からいろいろ下りてきて、ある程度、その資金使途が明確になった時点で、この例えば、この条例、もう一回、その辺、明確化に、いわゆる変更なさるのかどうか。その辺の考え方。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 条例のこの設置第1条に掲げてございますが、森林整備に関する施策、森林の有する公益的機能の普及啓発、木材利用の促進等、いろいろあの、森林関連の事業等、そういうものには幅広く使える、そういう設置の目的にしてございますので、その中で具体的な、執行予算を組んでいきたいということでございますので、基金条例の目的というのは幅広く捉えてございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） 一つだけ、これに関連してなんですが、私、これ、国のほうでも環境

税やっていただいて良かったなと思ったんだけど、がっかりしたのは、これ、個人の民有林にしか該当しないということで、この前、委員会で聞いて、どうも納得できない。370万円。これだけ森林いっぱい持ってる町なのに、これしか出ないというのは納得なかなかいかないんですけど、もう一回、この町の考え方。結局、国定公園にもなっていますし、ユネスコエコパークにも指定されてる町なんで、これだけ森林多く有している町なのに374万円ということは、非常にあの、がっかりしたんですけど、これ、町の考えとしてはあれでしょうかね。もっと、この税金の配分のほう、取り方はいいんですけども、配分のほうを、検討できる機会とか、そういうのはないんでしょうか。その辺、ちょっと、町長に聞きたいんですが。せっかくまあ、これからあの、只見町も大型固定資産税減る、減っていくばかりで新たな財源探しているわけですけども、これは良い機会だなというふうに期待しておったんですけど、これ300万円、年間300万円ではたいした仕事はできないと思うんですよ。今、県のほうでやってらっしゃる間伐みたいの事業。あれ、なんだかわかんないですけども、あの程度の仕事しかできないんじゃないかなというふうに思うんで、そういう機会というか、自治体から県・国に言う機会とか、そういうのはないものなんでしょうか。町長。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） すみません。町長にご質問でございますが、まずあの、森林環境譲与税の金額に算定の、まず根拠なんですけども、今ほど佐藤議員おっしゃったとおり、今回は私有林、手入れの行き届かない私有林に対してというのが主たる目的の一つではございます。よって、只見町の私有林の面積。この森林環境譲与税の算定にあたっては、その私有林の面積が2分の1。それから林業就業者数。これが5分の1。10分の2。それから人口割合が10分の3という按分によって、これが算定されております。ですのでやはり、この金額的には決してあの、只見町、これだけの広大な面積を有しておりますが、大半が国有林という町土でございますので、こういった算定になってきているということでございます。尚あの、使途につきましては、繰り返しになりますが、まだはつきりしたもののが下りてきてございません。民有林に限ったことではございませんというか、言い切れませんが、幅広く、有効に使用したい、活用していきたいというふうには考えてございます。尚あの、それ以上のことについてはこの後、町長からお答えいただく…（聴き取り不能）

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） このうちの人口割については、当初から、よりは後から出てきたとい

うことで、非常にあの、都市部のほうにお金が流れるということで、まず民有林がどちらかというと東北のほうに少なく、国有林が多いので、どうしても国有林の多いところには割り振りがこないということが当初から危惧はされました。ただ、この人口割合が、こういう比率が高くなったということについては、総体的な中で異論が出てます。ただ、そういったことについては、この後、全国の中での森林環境税の協議会そのものは解散しちゃっているんですね。それで、ここもまた議論には、また出てくると思いますが、そういった中で、改善の求められるといいますか、そういったことの機会があれば参加していきたいというふうに、それで、先ほど徵収は令和6年という言い方ですので、5年まで配分するお金というのは借入金で前借をして配るというやり方で、5年間はそれでやって、それから令和6年以降は、1,000円ずついただいて、償還と配るのは半分で、大体10年で、借入金を、10年後にですか、減らして、そしてあの、1,000円の交付になるのは10年後になると、その最初の5年は借入金で出して、次の5年は借入金と2分の1を交付するという、そういう組み立てになっているようなんですね。それでそういった施行期間の中で、いろんな不合理が出てきたものは、どんどん改正されるというふうに想定されますので、そこはあの、他の団体と共同歩調の形で参加しながら、議会のほうもお願いする場合も出てくると思いますので、その辺の改正等の動きがありましたら、是非一緒にご協力を得ながら取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） この森林環境譲与税の、今回、基金という形で、条例という形で出ているんですが、この使途、9月にまあ、内示があって、金額は370万ということで、この森林環境譲与税の使途については、今年の4月1日。これは総務省自治税務局市町村税務課事務連絡という形で都道府県と各市町村充てに発行されているんですが、たぶんこれは認識されているというふうに思うんですね。それと、今年の3月27日に、参議院の総務委員会の中で、この環境譲与税に関する法律案に対する付帯決議というものが提出されて、この中では各市町村の主体性を尊重しなさいということが出されております。そういう点では各市町村において、総意をもって、この森林環境譲与税を活用するというのが大体こう、流れできているわけですね。金額は9月になってということですけど、その使途については早くから出てきていたということ。私が言いたいのは、そういう使い方がね、早くから出てきて

るんであれば、わざわざ基金じゃなくて、そこを明確にして補正でも組めたんじゃないかな  
という想いがあるんですが、まずその辺の考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 山岸議員のご質問の、この使途につきましては、こちら、町  
のほうでも、その使途についての通知・通達は受けてございますが、この使途においては、  
考え方、方針。例えば人財育成、担い手確保に向けた取り組みですとか、林業就業者の育成  
ですとか、それから専門員の雇用ですとか、いわゆる考え方は示されてはおりますが、また  
あの、一方で、この譲与税については各自治体の事情によって幅広く、弾力的に活用できる  
という提示も受けてございます。であれば、じゃあ具体的に、先ほど申し上げた質問もあり  
ました目黒仁也議員からの有害虫防除にそういったものを使えるのか。またはあの、森林に  
入るための林道の補修に使えるのか。また、そこに行くための公用車の購入に充てられるの  
か。そういう具体的なじやあ、質問があった時には、質問したときには、それは今精査中  
ですと。これは今後、今後お示しますというような形で、なかなかその具体的な事業です  
とか、予算を充てるための、具体的なその、まだ内容に至ってないということが本当のところ  
でございまして、お隣の金山町も今議会で、この条例、基金条例を上げるんだというよう  
なことで、他の自治体もこういった状況で、今、事業をスタート、ようやくスタートできる  
段階になっておりますので、尚今後、こういった基金を、一旦、こういったもので、確保して  
おいて有効な税の活用を図っていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をい  
ただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） そうすると、今回、基金として積み立てるけれども、来年度予算の  
中では譲与税の主旨に沿った、町独自の幅広い考えをもって、政策をもって、来年度予算で  
は使えるようにしていくというふうに捉えていいんですかね。

それでね、地方税、国の地方税法、2019年6月は、これインターネットで公表されて  
いるんですが、その中ではやっぱり、国会審議における主な議論ということで、質問用紙と  
答弁用紙、それぞれ出されて、どういうものに、これ使えるのかという、この国会の質疑の  
状況がね、公表されているんです。インターネットで。で、そういう点ではかなり、この、  
どういうものに使っていいのかと、国会の質疑ですから、それもちゃんと答弁されているん  
ですよね。だからそういう点も踏まえて、早くこの、これを町でも有効活用できるように、

要望になりますんですかね、一時こう、きちんとして、条例はあったとしても、来年度予算からやっぱり有効にお金を使うという取り組みを行ってほしいということあります。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 確かにあの、国會議論の中では、そういった使途の質疑がなされておりまますし、そういう情報も提供されてございますが、そのうえで、初めて県、また各市町村に要綱・要領が下りてくるものだというふうに思っておりますので、それを受けまして当初予算に間に合う、なるべく間に合わせていただきたいというふうに思いますが、そのうえで新年度の予算に挙げることを検討してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 森林環境税については、経済委員会の中では説明なかったか、あった時に俺休んだか、忘れたんですが、断片的な知識としては森林組合の総会の折に聞いたことがあります。

一つは、県税としての森林環境税。事業を行った場合、県の森林環境税のうちの2割分が、その町の事業をやった場合の町に交付されるということが森林組合の総会では話があったものですから、そんなメモしてあります。それがそういうことかということと、その県税の場合は事業をしなければ交付されないということですが、町は勿論、事業をするから、ここ、基金に積み立てて事業をするんでしょうから、町が事業を行った場合は、県税の、県税としての森林環境税の2割分と、町の森林環境税を合算して事業費として使うということになるのか。これ1点。

それからその基金条例の本体のことですが、第1条の目的、設置ですか。ここにあの、森林整備に関する施策及び森林の有する公的機能の普及啓発並びに木材利用の促進に関する施策に要する費用ということですが、ここの部分については、この条例だけではなかなかその、じゃあ、町長がそう決めればそうなのかと、あるいは誰かがそう言えばそうなのかという話になって、どの政策がこれに該当になるのかという詳細がなかなかわからないんではないか。では、どうするかということになれば、この先ほど読み上げました部分については、何らの規則なり要項なりを示して、こういう事業であるというふうにしなければ、これはなかなか皆さん、混乱するんではないかと思って質問いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 大きく分けて3点の質問かというふうに思いますけども、まず1点目の、この基金条例の担当委員会の説明につきましては、直近の担当委員会の席で説明させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

次にあの、県の森林環境税、その関連の事業でございますが、その県の森林環境税事業は、これはまったく別ものでございまして、県がこの国の森林環境税のこういった制度を捉えて県が判断するものでございますので、まったく別ものというふうに考えてございます。

それから、3点目の、ここの基金条例の設置の目的でございますが、これは先ほど申し上げたように、今後、その使途、また要綱・要領が県から提示されてきますので、それに基づいて予算化をすることを予定しておりますので、それがこの基金条例の設置ではある程度幅広くとっておかないと、その要綱・要領の中での使途に合致しないということになると都合が悪いので、この条例の1条はそのような観点で設置をしてございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） わかりました。

そうすると、確認の意味で2回目の質問ですが、県税としての収入を事業に充てる県の事業とはまったく別のものだということが一つと、それから、1条における施策の内容については、今後、町がやる、町がその財源でとつてやる事業に対して県がその、あれこれ言うのかなという疑問はありますが、県の、昔で言えば準則のようなものがあって、それに沿った形で町も、いわゆるここの施策のあれこれについては決めていくという理解でよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 今ほど酒井議員おっしゃったとおりでございまして、今年度も県の森林環境税の関連の事業。これはもう、予算、当初にいただいておりまして、それぞれ、例えば教育費にも充てて、学校での事業とかで充ててございますし、様々なもの、事業に充ててございます。特別枠としては、一昨年、1,000万。広域消防署に1,000万。特別にあの、その森林環境税の特別枠で充てたということもございますが、県の森林環境税の事業はまた別ものとして実施をしてございます。また、今回の森林環境税譲与税の関係でございますが、今ほど酒井議員がおっしゃったとおり、ここに設置の目的に沿った形で要綱・

要領を受けて実施をしていくんだということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） そうすると、私が考えて、2番目の質問として申し上げて、そのとおりだとおっしゃいましたから、その部分はわかりましたが、そうすると、只見町として、住民税に上乗せをして、1,000円上乗せをして財源をつくって、そしてそれを只見町が事業をするという、その、言ってみれば、只見町という自治体の固有の権限を、その県の要綱なり、何らかのその制約をもってして変わるという意味でしょうか。

それと、只見が税金を集めて、そして使うという意味で、只見町が自由に、要綱なり何なりを定めて、議会に説明をしてやれるというものではないんでしょうか。

これで3回目ですから、ひとつ、よろしくお願ひします。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 今ほどの質問であります、森林環境税。これは県の森林環境税について説明させていただきます。まず。県の森林環境税につきましては、平成26年から平成35年という言い方、令和5年になると思うんですが、それにつきましては住民税。要は、町県民税と言われる税でありまして、町民税と、あと県税。県民税という中に均等割で町民税が3,500円、県民税が2,500円という感じで今納められております。そのうちの県民税の中に1,000円分、森林環境税という分で県に納める分で入っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

補足して説明してください。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 先ほどの森林環境譲与税に関しては、森林環境税という、これは国税になりますが、これは令和6年度からの課税を今予定をしていると。これはあの、住民税と合わせまして年額1,000円という国税…（聴き取り不能）

○議長（齋藤邦夫君） 簡単に説明してください。

○農林建設課長（渡部公三君） 森林環境税の課税でございますが、先ほど申し上げた、ちょっと訂正をさせていただきます。具体的な課税の課税方法はまだ決まってないということでございます。それで、先ほどあの、町長が申し上げた森林環境譲与税。これは国から各自治体に譲与される交付税でございますが、これにつきましては令和5年度まで国が借り入れを

しまして、それによって各自治体に交付するという暫定的な対応ということになりますが。

○議長（齋藤邦夫君） いいですか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

しっかり挙げてください。

3番、鈴木征君。

○3番（鈴木征君） この森林環境税は国からくるものだというふうに思っておりますが、町の基金条例つくるわけですけども、全国47都道府県で組織している議長大会、各都道府県まわりに歩いているんだけども、毎年。その時、なんとか、東京まで入ってんだ。東京は多摩郡という中で、その民有林があると。ほとんどまあ、全国でいう国有林ですね。国有林はどこにでもあるんだけども、東京には多摩郡のなんとかっていう町にだけ、その民有林があって、東京も加盟していて、それで都道府県47県が該当しているということなんだけど、これ、負担金、当初から、30年近く、これ続けていて、やっと、これ実現できるようになったわけでしょうけれども、負担金というものが2万ぐらい、当時からあったと思うんだけども、その負担金、入ってくる金は374万4,000円とかっておっしゃいましたけれども、負担金は今までずっと納めていたわけでしょうけれども、いくら負担金納めていたったか。そこだけお聞きしたいなというふうに…（聞き取り不能）

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 今ほどの負担金の、もう一度、内容お知らせください。

○3番（鈴木征君） 当時のことなんだけれども、活動費として該当する町村、都道府県の中で、それぞれ、県があれば、福島県では57町村か、あるわけだが、それはみんな2万ずつ納めているというふうに理解していたなんだけれども、負担金なくして国から金くるような仕組みではなかったと思うんです。

○議長（齋藤邦夫君） わかりませんか。

町長。

○町長（菅家三雄君） 全国的な組織の中については、私も参加しているダム協の中で、その活動で特別な分野をつくってやったところはわかります、承知してますが、そこはダム協の中でやってますので、特別な負担金というのはなかったというふうに理解しております。あ

とは町村会とか、そういった中で、そういった部門をとりながらやってたというふうに、ただその森林環境税のためだけの組織というのは、負担金は取ってなかったというふうに理解してますが、尚、確認させますが、そんな大きな額ではないと思いました。あったとしても。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） お質しの件であります、議会費で、負担金を予算化をさせていただいていたものがあります。ただあの、全国森林環境税創設促進議員連盟の負担金であります。これが2万円ということで予算化、そして執行させていただいております実態はございました。この基金でなくて、負担金のことでよろしかったでしょうか。これにつきましては、こういった活動、今までしていただいたと思いますし、来年度についてはまだ明示されていない状況でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第59号 只見町森林環境基金条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

○議案第60号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君）　日程第6、議案第60号　南会津地方広域市町村圏組合規約の一部を  
変更する規約を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君）　議案第60号　南会津地方広域市町村圏組合規約の一部を変更す  
る規約についてご説明を申し上げます。

まずあの、南会津地方広域市町村圏組合であります、南会津郡内4町村で組織をしてお  
ります一部事務組合であります。この組合の所在地、第4条の変更であります、南会津町  
田島字西町甲4331番地を、南会津町田島字西上川原乙65番地にするというものであります。

ただ今申し上げましたように、第4条、組合の事務所の位置についての規定でございます。  
これにつきましては、今、消防庁舎建築中であります。そこに、今現在、南会津地方広域行  
政センター、南会津の合庁の前でありますけれども、そこに事務局が入っておりますものを、  
併せまして新たな消防庁舎と一緒に事務部局ということで事務所の位置を定めて業務を開始  
をすることになります。それがあの、今般の12月と、12月からということで想定  
がありまして、それに伴いまして事務所の位置の変更、郡内4町村において規約の変更の議  
決をいただきまして県知事に届け出をする。そして、規約が発行するという手順になってご  
ざいます。そのために今般、所在地を変更するというお願いでございます。よろしくお願ひ  
いたします。

○議長（齋藤邦夫君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（齋藤邦夫君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（齋藤邦夫君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第60号 南会津地方広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第61号の上程、説明

○議長（齋藤邦夫君） 日程第7、議案第61号 令和元年度只見町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、議案の説明をお願いします。

続いて、各担当課長が説明を続けてください。

○総務課長（新國元久君） 議案第61号 令和元年度只見町一般会計補正予算（第3号）であります。これについてご説明を申し上げます。

第1条でありますが、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,597万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億7,216万5,000円としたい内容でございます。

併せまして、第2条としまして地方債の補正をお願いをしてございます。

事項別明細によりましてご説明を差し上げます。

8ページをご覧をいただきたいと思います。歳入でございます。

まず町税。そして項は町民税でございます。これにつきましては町民税。個人町民税でありますけれども、課税確定によりましての補正をお願いするという内容でございます。1,000万余りの増額補正お願いをしてございます。

款の2、地方譲与税。そして項の3、森林環境譲与税となってございます。ただ今、基金設置で議決をいただきました国からの譲与税、森林環境譲与税の交付額が374万4,000円ということで内示がございました。今般、増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、款の8の地方特例交付金であります。これにつきましては143万5,000

0円の増額ですが、個人住民税、住宅ローンの減税分、自動車税の環境性能の導入分等々、今般、特例金の額確定をしましたので増額の補正をお願いするということです。

款の9、地方交付税。これにつきましても今回、普通交付税の額が確定しました。つきましては8,457万6,000円増額の補正をお願いするというものです。

交通安全対策特別交付金についても同様、額の確定によります補正でございます。

続きまして、9ページ中段の分担金であります。分担金及び負担金であります。そのうちの民生費の負担金ですが、10月からの保育所の3歳以上児の無償化に伴います入所者の負担金、減額の想定額を今回209万6,000円として補正をお願いをするものでございます。

款の13、国庫支出金の1の、今度は国庫補助金であります。社会福祉費の補助金としましてプレミアム付商品券の事業費の補助金でございます。これにつきましては、プレミアム率、国からは25パーセントというふうに国は言っておりますけれども、その分の金額をこの歳入でお受けをします。後程、ご説明を申し上げますが、雑入と合わせて、歳出は民生費の委託料でということになってございます。その下の児童福祉費の補助金であります。これにつきましても、保育料の無償化等々に伴いますシステムの改修。あとは子ども・子育て支援臨時交付金ということで、保育料の無償化の財源ということで国からの交付金、想定をしてございます。

10ページであります。県補助金、県支出金のうちの県補助金でありますが、これにつきましても補助額確定等々による増額をお願いをするというものであります。

中段であります。諸収入のうちの雑入でありますが、プレミアム付商品券の販売収入2,108万ほど想定してございます。

町債であります。今回、臨時財政対策債890万円の減をお願いをしてございます。これにつきましては交付税確定によりまして発行可能額定まりましたので減額の補正ということになります。

ちょっと戻って申し訳ありませんが、5ページであります。地方債の補正ということで第2表、お願いをしてございますが、臨時財政対策債、ただ今の内容によりまして従前の1億1,640万円から1億750万円に補正をお願いするという内容でございます。

11ページからは歳出となります。

まず款の2、総務費であります。目の1、一般管理費でありますが、今回、庁舎暫定移転

に関連しまして、駅前庁舎の車庫、新設工事費 290 万円をお願いをしてございます。これにつきましては 2 台用の車庫を 2 棟。合計 4 台分の車庫を設置をしたいということあります。場所については現在の駅前庁舎の裏側。この位置に設置をしたいということあります。様々、計画等々ございますので、車庫に関しましては木造で簡便なもの。そして移動に関しても容易であるということでの条件での設定をしてございます。降雪前の完成を目指したいということありますのでよろしくお願いをいたします。

○地域創生課長（星一君） 7 目、ユネスコエコパーク推進費でございます。8 の報償費、講師等謝礼として 113 万円の補正。また、旅費として講師等費用弁償として 91 万 4,000 円の補正をお願いするものでございますけれども、こちらにつきましては八十里越え道路の建設及び開通に伴う道路周辺の自然環境等への影響を調査・検討し、エコパークの理念、目的を損なわないための対策について検討するために、学識経験者で構成をしておりますユネスコエコパーク支援委員会委員 17 名、今お願いをしているところでございますけれども、そちらに調査・検討を依頼して、とりまとめをしていただこうというようなことでお願いするところでございまして、内容としましては現地調査含めて 4 日分の謝礼と費用弁償ということでございますのでよろしくお願いいたします。

8 目のブナセンター費でございますが、需用費で水道料 2 万 5,000 円の補正。使用料及び賃借料で集落排水施設の使用料の補正 4 万 4,000 円お願いするわけですが、こちらにつきましては上期の実績及び下期の見込みというようなことでの増額ということでおろしくお願いをいたします。

○振興センター長（梁取洋一君） 10 目、只見振興センター費ですけども、12 節、役務費。手数料、諸手数料ですが、5 キログラムのガスボンベ 2 本の 5 年に 1 回の充填点検費として 1 万 7,000 円をお願いするものです。

○町民生活課長（渡部高博君） 目の 13 、交通安全対策費でありますが、負担金補助及び交付金であります。チャイルドシートの購入補助金ということで、今後の予算の不足が想定されるためですね、10 万円の増額補正をお願いするものであります。

○総務課長（新國元久君） 11 ページ下段から選挙費になります。目の 4 、県議会議員選挙費になります。これにつきましては 10 月 31 日告示、11 月投票ということで予定をされております。まずあの、報酬につきましては、期日前投票の日数、当初想定より一日長いという想定になりましたので所要の補正をお願いをするものであります。そして、報償費、需

用費、委託料。これにつきましても、そういった参議院議員選挙等々の結果を見ながら、県議会議員選挙への対応ということで、交付想定額のうちで所要の組み替えをお願いをするものであります。ポスター掲示用等々につきましては、作成、そして設置を別という可能性も想定をしましての今回の補正ということであります。

続きまして、12ページ中段からの町議会議員選挙。来年3月に想定をされております。これにつきましても、ポスター掲示場等の関係であります。作成と設置、別発注が想定をされます。今般、所要の補正をお願いするということであります。降雪期ということもあります。そして、若干の増額ということで想定をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

○保健福祉課長（馬場博美君） 続いて、13ページの民生費でございますが、社会福祉総務費についてでございます。まず職員手当の超勤手当につきましては保育料の無償化に関係しまして、職員の超勤の不足が想定される関係から増額補正をさせていただきました。委託料についてのプレミアム付商品券発行支援委託料でございますが、こちらについては商工会が既に業務を委託しておりますが、事業所の換金業務の委託ということで、今般、2,635万円ほどの事業費分の増額をさせていただきました。現段階での販売見込み者につきましては1,054人。そのうち非課税者が994人。3歳未満児をお持ちの方が60人というような内訳となってございます。

続いて、障がい者福祉費でございますが、償還金としまして実績報告によります返還金ということで、それぞれ計上をさせていただいております。

続いて、介護保険費につきましては、繰出金として介護保険事業特別会計繰出金の事務費として32万6,000円を計上しております。こちらについては認定審査会の共同設置負担金の増額補正分ということでございます。

続いて、14ページにいきまして児童福祉総務費でございますが、こちら旅費から委託料について、幼児教育保育無償化円滑化事業関連の補正でございます。まず旅費につきましては一般旅費として職員の旅費、不足が見込まれる関係から増額をしております。需用費の消耗品、燃料費につきましても同様でございます。役務費の郵券代についても同様の理由での増額と。委託料については、これ保育料の無償化のシステム改修費ということで358万2,000円ほど計上をさせていただいております。

続いて、児童措置費でございますが、償還金としまして児童手当負担金の返還金。こちらは平成30年度、児童手当交付金で確定によります返還金ということでございます。

続いて、只見保育所と明和保育所につきましては財源内訳の変更でございます。

朝日保育所の工事請負費につきましては、ボイラー設備の改修工事ということで、経年劣化によりまして暖房ボイラーから水漏れが発生し、今後、ひどくなる可能性が高く危険な状態であることから交換の改修工事を行うものでございます。こちらのボイラーにつきましては、製造年月が平成11年の11月ということで20年ほど経過しているものでございます。

続いて、15ページの衛生費でございますが、保健衛生総務費と予防費については臨時職員分の組み換えということで、若干、社会保険料について2,000円ほど増額となってございますが、組み換えの関係での減額と増額となってございます。

保健事業費については、健康管理システムの改修委託料でございます。こちらは乳幼児健診等、母子保健事業情報の利活用推進のためマイナンバー制度における中間サーバーに記録を検診等、登録をすることとされまして、そのデータを作成するためのシステムの改修が必要なことから、今回補正をお願いしてございます。

続いて、保健センター費でございますが、工事請負費として自動火災報知機設置等改修工事でございます。こちらについては8月4日の夕方の落雷の影響によりまして、保健センターの設備の基盤の一部と予備電源が故障いたしました。現在については、不安定ながら作動している状況でございますが、今後、冬期間、居住棟への入居も控えておりまして、早期に入れ替えの必要があるものでございます。落雷前の予定としましては、実施計画にも計上させていただいておりますが、令和2年度、来年度に施工を予定していたものの前倒しの実施というような状況になってございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○観光商工課長（増田栄助君） 続きまして、15ページ下段、農林水産業費、農業費の5目、交流施設費でございます。これにつきまして修繕料ですが、湯ら里の修繕で、給湯配管等、熱交換器、ミキシングバルブ。あと熱交換ポンプ等々、経年劣化による修繕を今回お願いするものでございます。今後の緊急修繕分も含めて355万6,000円を増額お願いいたします。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、目の7、農地費でございます。節の11、需用費でございますが、修繕料につきまして72万1,000円をお願いしております。これあの、農村公園4箇所の危険遊具の撤去費に充てるものでございます。次に、節の23の償還金でございますが、多目的機能支払交付金返還金として5,000円をお願いするものでございます。これにつきましては下福井地内の協定農地の用途変更に伴う返還金、7畝分であ

りますが、の返還金でございます。

続きまして、16ページをお開きください。8目の農業機械費でございますが、これはあの、県補助金、先ほど総務課長、説明申し上げましたが、県補助金の確定によります財源の振替になってございます。

続きまして、目の1、林業総務費でございますが、節の19、補助金でございます。鳥獣被害防止総合対策事業補助金として20万5,000円をお願いしてございます。これは（聴き取り不能）の防衛策として駆逐用の花火を配付してございますが、これに不足が見込まれるということでございますので、駆逐用花火の購入費に充てるものでございます。本数は1,200本を予定してございます。次に、節の25、積立金でございますが、これは森林環境基金積立金374万4,000円。先ほど議案第56号で議決いただきました基金条例に積み立てるものでございます。

続いて、目の3、林道費でございます。節の13、委託料でございますが、これは橋梁補修設計業務委託料として471万8,000円お願いしてございます。これは林道太田森戸沢線に架かる橋梁の経年劣化によります補修が必要な状況でございますので、今年度、設計を行いまして、次年度以降の工事対応とするものでございます。次に工事請負費でございますが、林道小林線の法面崩れが発生して、それに補修を充てるものでございます。

○観光商工課長（増田栄助君） 続きまして、商工費の5目、観光施設費でございます。工事請負費30万円。あと補償・補てん及び賠償金ということで、物件移転補償費122万8,000円。これでございますが、河井記念館前の電柱、電線。これについて景観上、ちょっと支障があるというようなご意見いただいておりますので、今般、電柱2本を嵩上げをさせていただいて、14.8メーターの柱に2本立て替えをさせていただいて、そこに張ってある高圧線3本をまあ、3メートルから4メートル、上のほうに上げると。あと下にある低圧線についても、なるべく整理をさせていただいて、景観上配慮をさせていただくというようなことで今回補正をお願いしております。

続きまして、6目、只見スキー場管理費でございますが、消耗品23万4,000円ということで、今、スキー場のほうでスキーの競技をやる際のポール、可動式のポールございますが、この設置をするときにスクリュー式ポールということで、脱着をする際に専用のハンドル。これが必要で、小学生等、子供ではなかなか設置がしにくい。また時間もかかるというようなことで、今回、設置に時間がかかるアロータイプというようなことで、穴を開け

て差し込むだけで設置できるというものがございます。これを60本購入をさせていただきたいということでお願いするものでございます。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、款の8、土木費でございます。目の2、道路維持費でございますが、15工事請負費674万2,000円につきましては、町道補修工事として布沢、夕沢のアライタ地内の町道の急傾斜地の舗装補修をするもの。また、只見テレビ塔線につきましては、JR只見線の復旧に関連しまして路線の近接部分の補修工事を年度内完了するために工事費を増額でお願いしております。

次に、住宅費、2目の住宅建設費でございますが、工事解体工事費に517万円をお願いしてございます。これはあの、小林地内に町が寄附を受けました土地を、今後、町営住宅用地として計画するということもありまして、寄附を受けました建物の1棟の解体撤去及び敷地内の立木の伐採、砂利敷き均しなどをして整地をするものでございます。

17ページの最下段でございます。款の11、災害復旧費でありますが、目の1、農地農業用施設現年災復旧費でございます。これはあの、今年8月22日の大雨によりまして、塩沢1箇所、それから蒲生3箇所の計4箇所、農業水路等に被害がありましたので、年度内復旧に向けて工事を実施するものでございます。

続いて、ページ、18ページでございますが、4目、林道過年災復旧費であります。14で公用車のリース料お願いをしてございますが、これはあの、今使用しております公用車がリース契約が期限が切れまして、今年度、その代替に公用車を購入を今発注をしてございますが、納期が年度末になるということになりますので、今後の冬期間の除雪対応などに必要なために、年度内、5カ月分ですがリースをお願いするものでございます。

続きまして、公共土木災でございます。目の1、現年災害復旧費でございますが、委託料です。委託料としては道路災害復旧業務の委託料として蒲生の北山線3箇所。それから町道塩沢線1箇所。計4箇所につきまして、路面の土砂撤去、路面整正の作業委託に200万円を。また、道路災害復旧工事につきましては、入叶津のカギカネ線の路面が削られたということで路面の復旧工事に300万円をお願いするものでございます。よろしくお願ひします。

○総務課長（新國元久君） 款の12、公債費であります。今般、償還金としまして長期債の償還元金4,177万円の増額をお願いをしてございます。これにつきましては、償還可能な臨時財政対策債。この繰上償還を想定してのお願いでございます。

19ページ、款の13、予備費でありますが、今般、1,244万8,000円の減額を

もって補正調整をさせていただいております。

20ページからは給与費明細になります。20ページは特別職、21ページは一般職ということありますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎延会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） ここで、お諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

上着を着用してください。

本日はこれで延会いたします。

どうもご苦労様でした。

（午後3時11分）

